

【資料編】

I 統計データ等からみる交野市の現状	130
1 統計データ	130
2 地域における福祉の主な担い手	139
3 市民の意識と実態(市民アンケート調査より)	146
4 関係団体等の状況(アンケート調査及びワークショップ)	162
5 地域懇談会からみる交野市	166
II 第4期計画の進捗評価	168
III 計画策定経過	176
IV 交野市地域福祉推進審議会条例及び審議会委員名簿	178
1 交野市地域福祉推進審議会条例	178
2 交野市地域福祉推進審議会委員名簿	180
V 用語解説	181

I 統計データ等からみる交野市の現状

1 統計データ

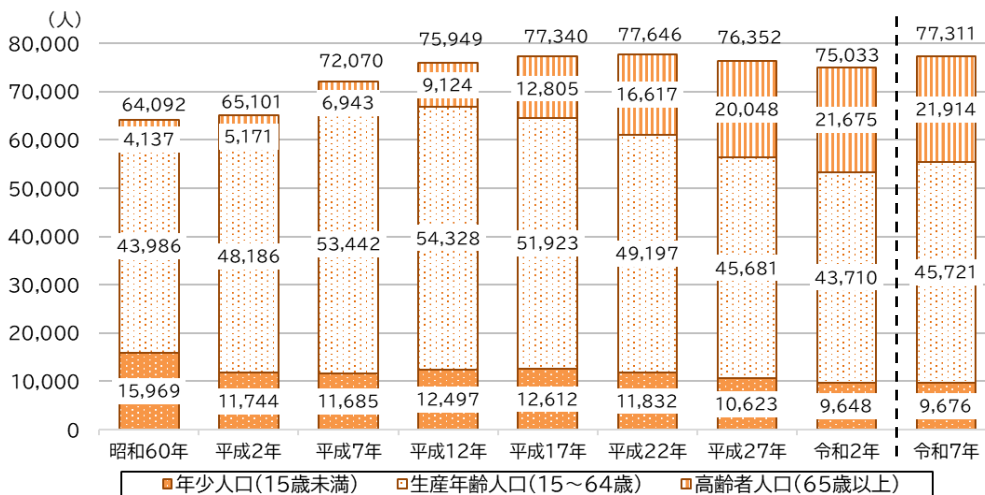
(1)人口・世帯数の状況

① 人口の推移

人口は、近年はやや減少傾向にありましたが、令和7年9月末時点では77,311人となっています。年齢3区分別に見ても、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)ともに増加しています。

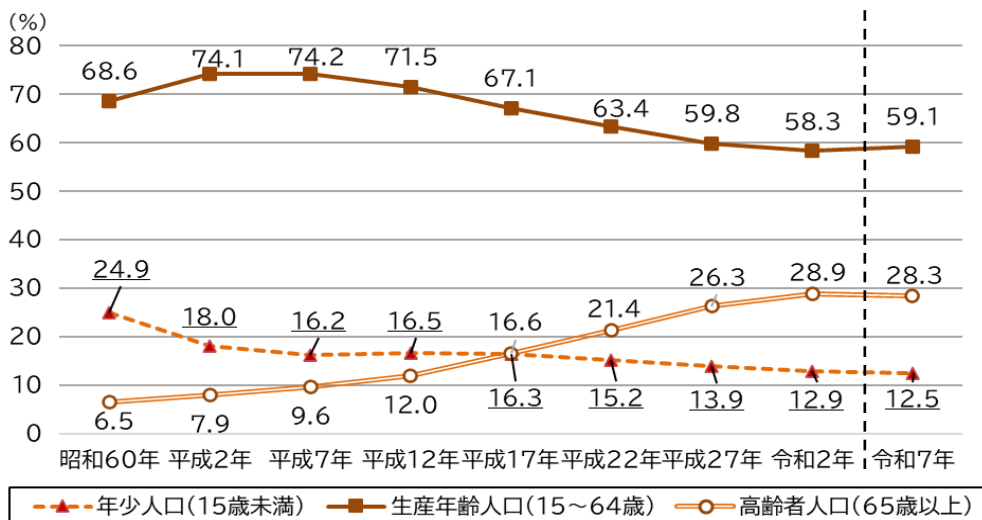
また、総人口に占める割合で見ると、高齢者人口(65歳以上)割合は、令和7年9月末時点で28.3%と、人口の4人に1人以上が高齢者となっています。

年齢3区分別人口の推移



- ※ 「年齢不詳」の方がいるため、3区分別人口の合計と総人口数は一致しない。
- ※ 以降のグラフにおいて、構成比を示す場合はすべて小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%とならないことがある。

年齢3区分別人口割合の推移

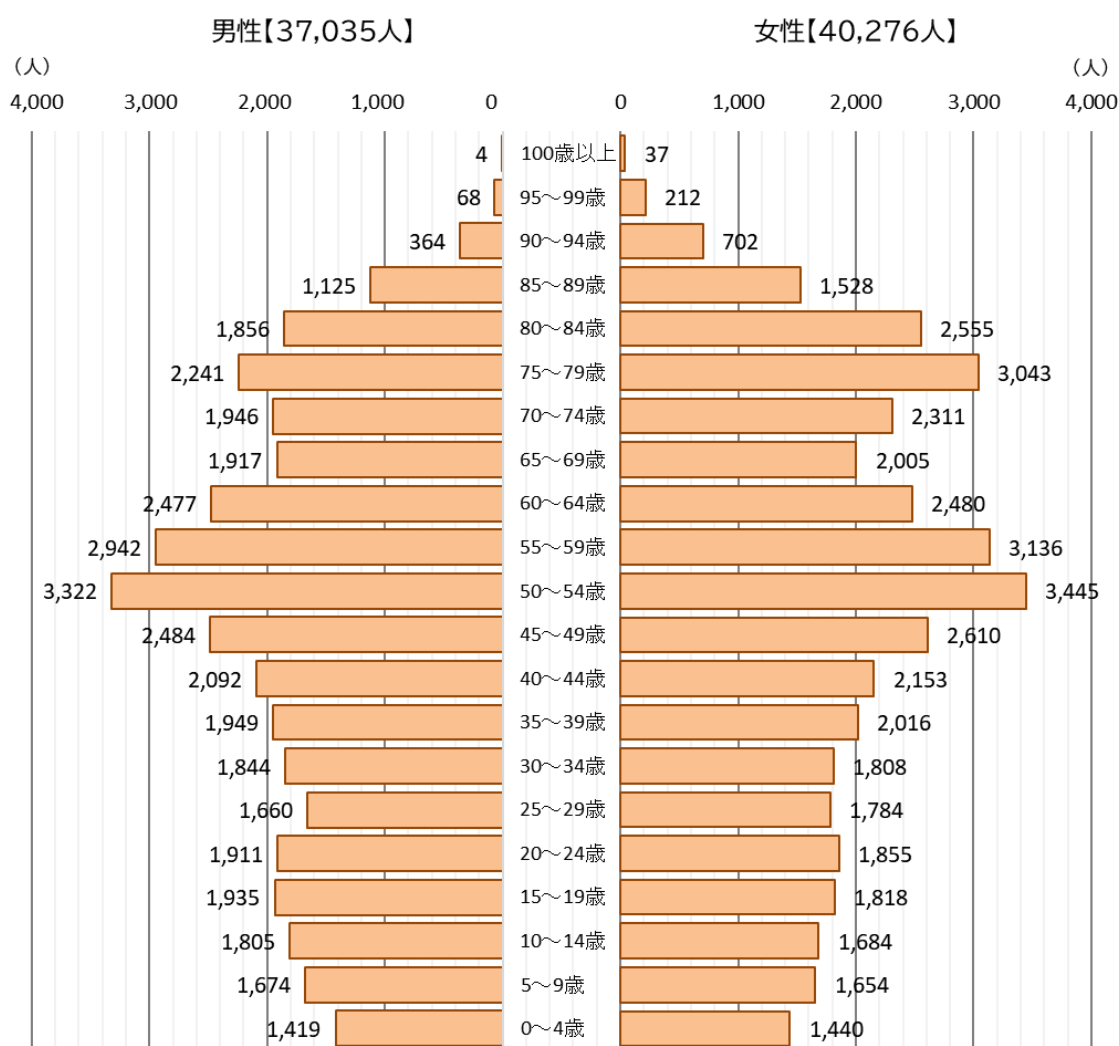


【資料】昭和60年～令和2年:国勢調査(各年10月1日現在)、令和7年:住民基本台帳人口(9月末現在)

② 人口ピラミッド

令和7年9月末現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、いわゆる「団塊の世代」(第1次ベビーブーム世代:昭和22～24年生まれ)にあたる75～79歳と「団塊ジュニア世代」(第2次ベビーブーム世代:昭和46～49年生まれ)にあたる50～54歳の年齢層が多くなっています。「団塊ジュニア世代」も今後10～20年の間に現役世代から高齢期へと移行し、地域の中核的な担い手でありながら、自身の介護や健康に関する課題を抱える時期を迎えることとなります。こうした世代構成の変化は、地域の支え合いのあり方や、福祉サービスの提供体制にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

人口ピラミッド(令和7年9月末現在)



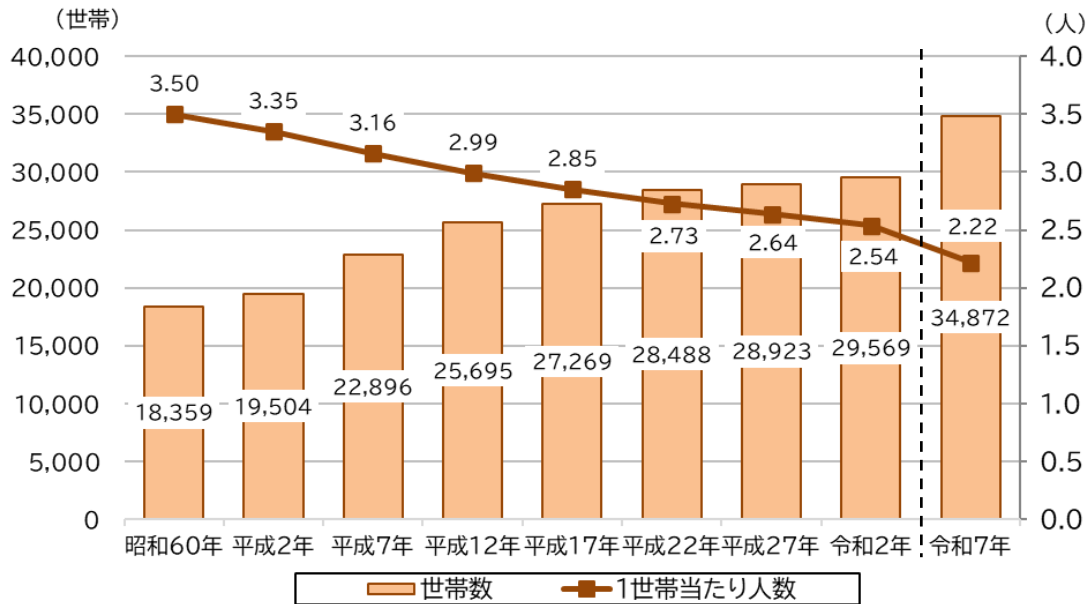
【資料】住民基本台帳人口(令和7年9月末現在)

資料編

③ 世帯数の推移

世帯数は、令和7年9月末時点で34,872世帯となっており、昭和60年以降、増加傾向となっています。一方で、世帯の少人数化が進んでおり、令和7年9月末時点で1世帯当たり人数は2.22人となっています。

世帯数の推移



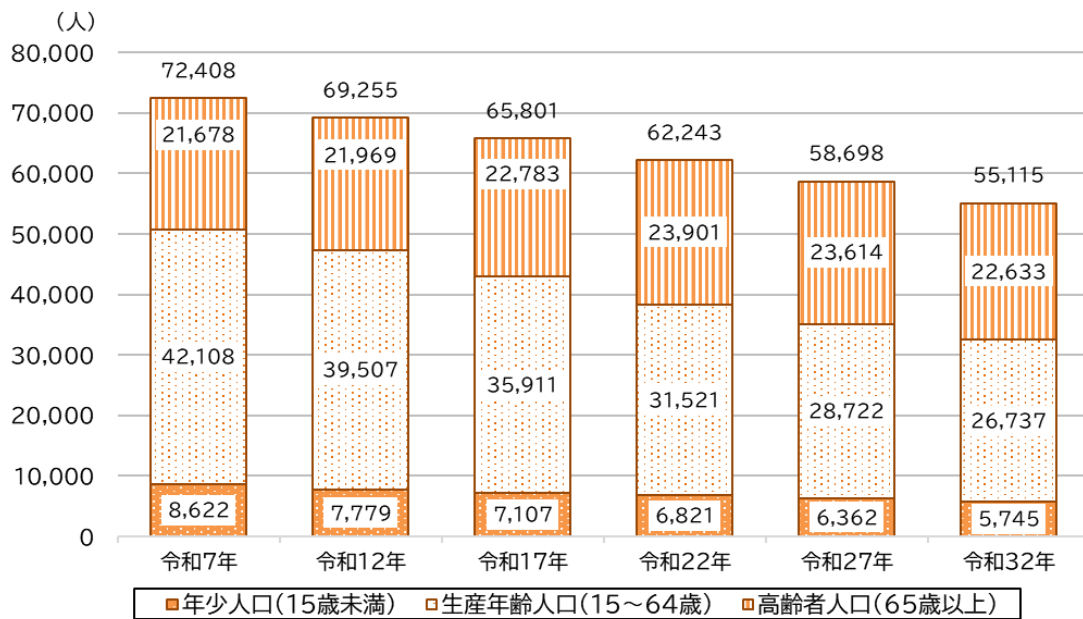
【資料】昭和60年～令和2年：国勢調査(各年10月1日現在)、令和7年：住民基本台帳人口(9月末現在)

④ 人口推計

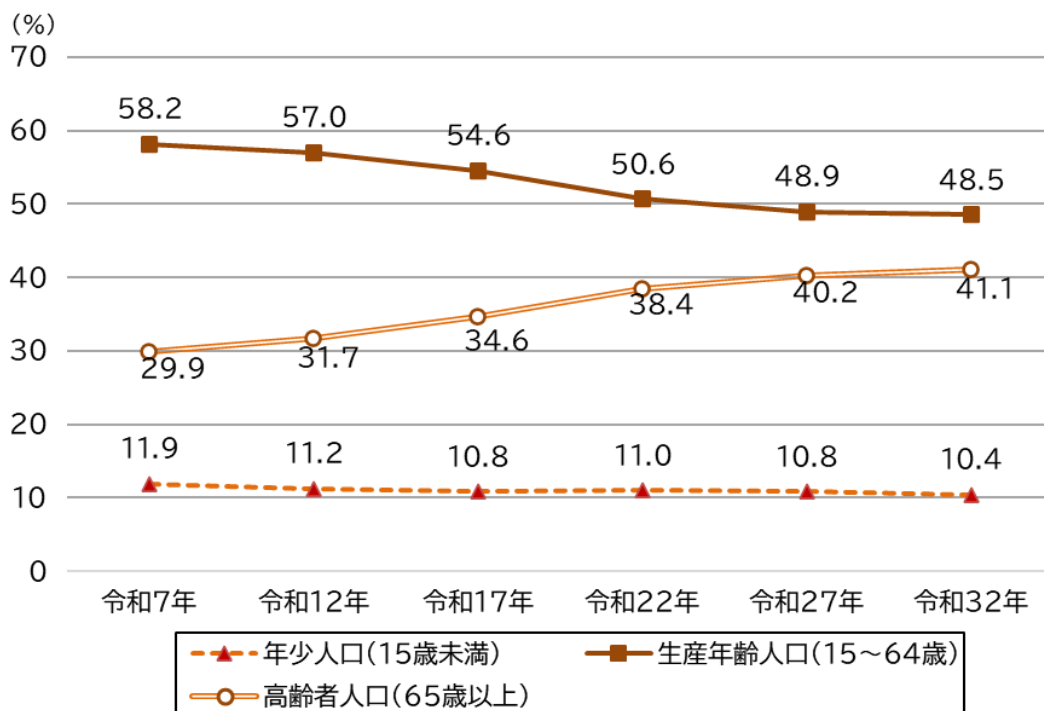
今後の推計をみると、本市の人口は今後も減少を続け、10年後の令和17年には65,801人となり、20年後の令和27年には58,698人と6万人を下回るなど、急速な人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、10年後の令和17年には34.6%と、人口の3人に1人以上が高齢者になると予測されています。

年齢3区分別人口の推計



年齢3区分別人口割合の推計



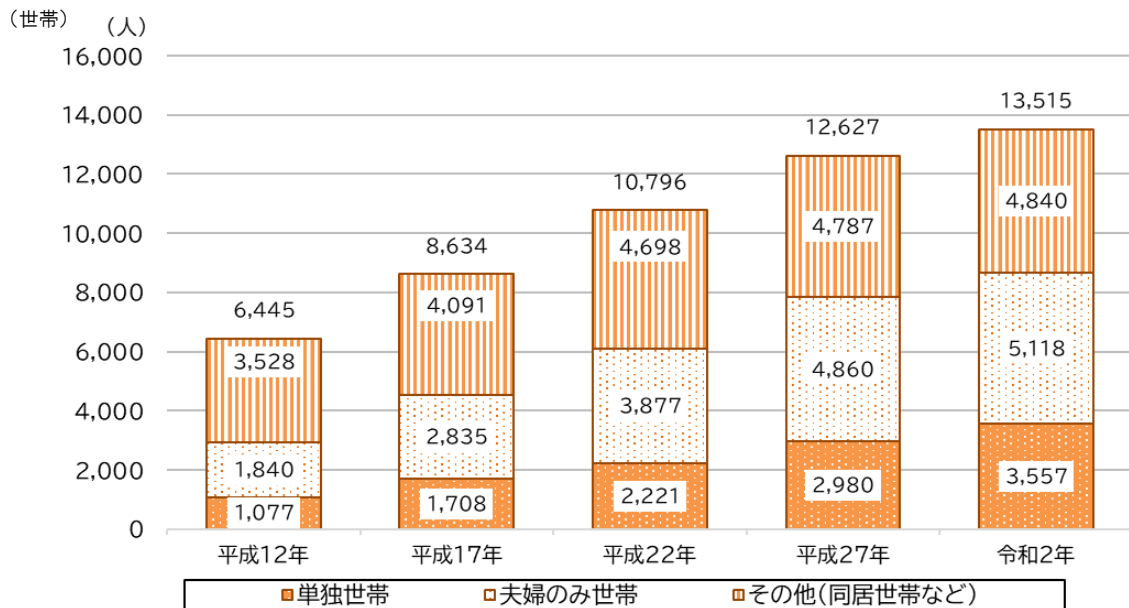
【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

(2) 高齢者のいる世帯の状況

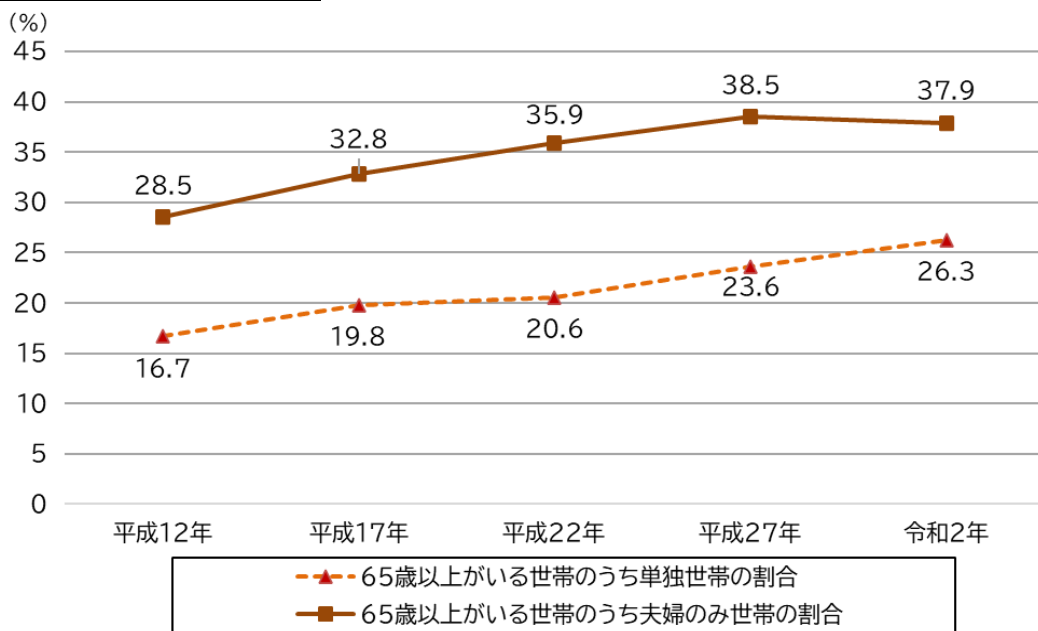
① 高齢者のいる世帯及び世帯割合の推移

65歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加し、令和2年には13,515世帯となっています。また、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち単独世帯(ひとり暮らし)や夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、令和2年には、高齢者がいる世帯のうち、単独世帯(ひとり暮らし)及び夫婦のみ世帯が6割以上を占めています。

高齢者のいる世帯の推移



高齢者のいる世帯割合の推移



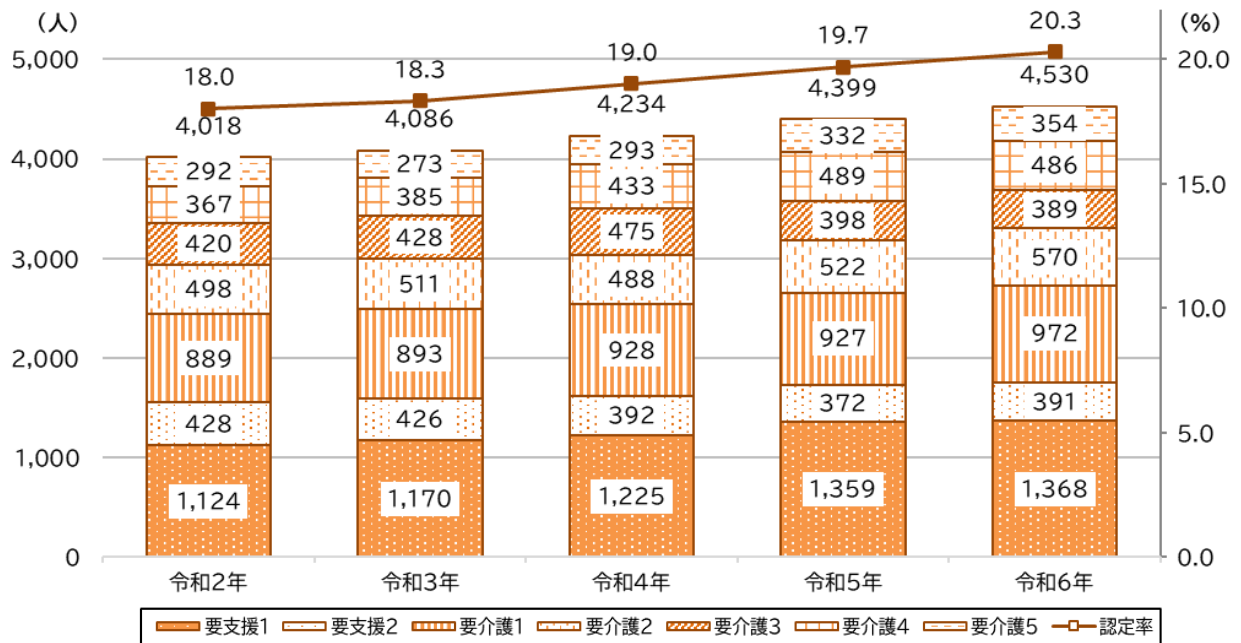
【資料】国勢調査(各年10月1日現在)

② 要介護認定者数の推移

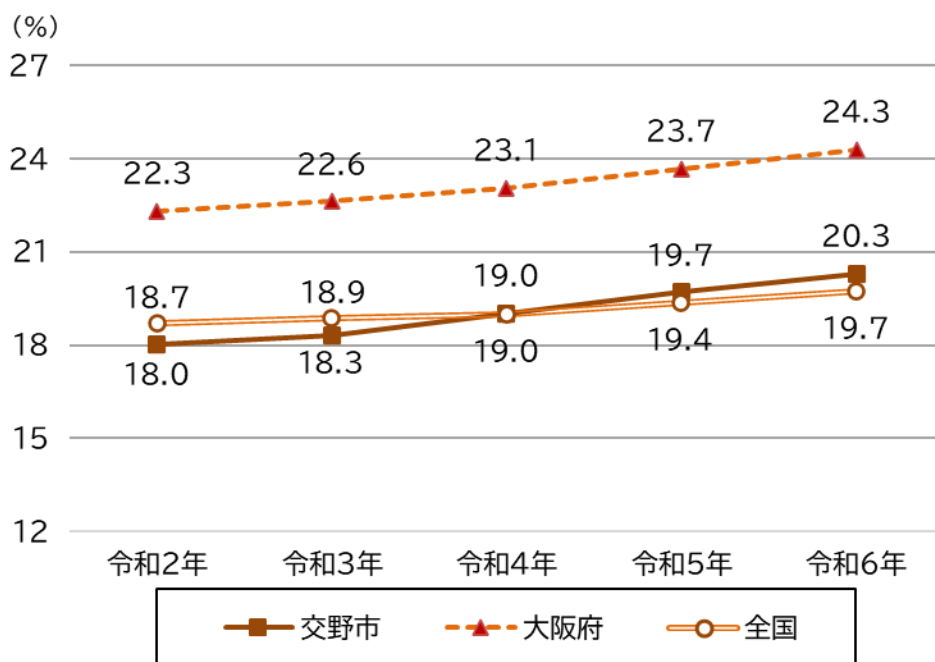
要介護認定者数の推移をみると、令和2年度以降、増加傾向となっており、令和7年3月末時点で4,530人となっています。

認定率でみると、令和2年度以降、やや上昇傾向となっており、令和7年3月末時点で20.3%となっています。今後の高齢化に伴い、さらに要介護認定者数の増加が見込まれます。認定率は、大阪府と比べると低い数値で推移していますが、全国値よりは若干高くなっています。

要介護認定者数の推移



認定率の推移(全国・大阪府との比較)

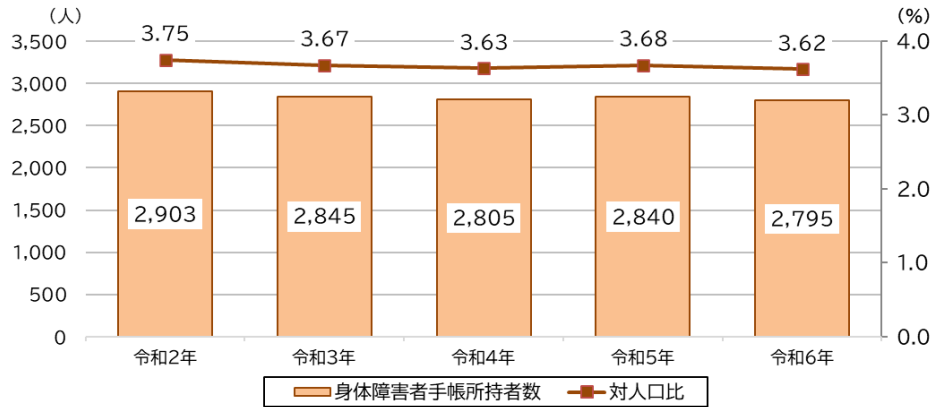


【資料】令和2年～令和5年：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(各年度3月末現在)
令和6年：「介護保険事業状況報告(3月月報)」(令和7年3月末現在)

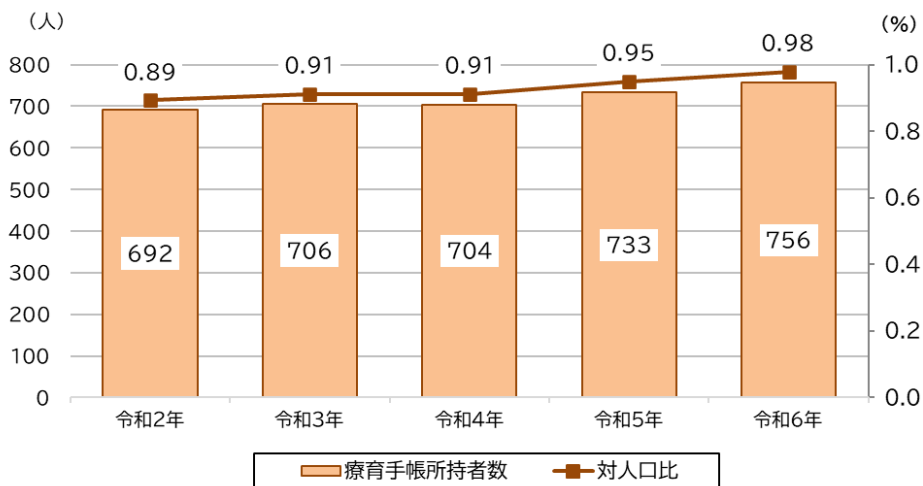
(3)障がいのある人の状況

障がいのある人の状況は、身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者)は横ばい傾向となっているのに対し、知的障がいのある人(療育手帳所持者)、精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者)は増加傾向となっています。

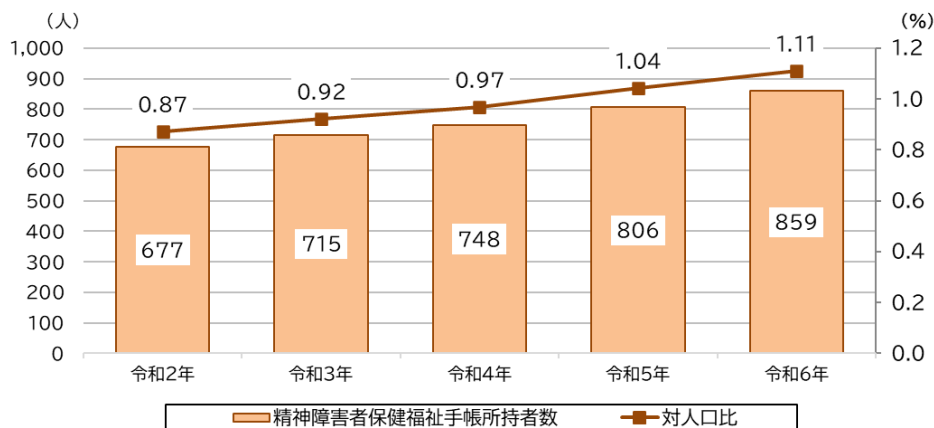
身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者数)の推移



知的障がいのある人(療育手帳所持者数)の推移



精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳所持者数)の推移



【資料】障がい福祉課(各年度3月末現在)

(4) 子どもがいる世帯の状況

総世帯数はやや増加傾向にありますが、「6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯」は減少しており、交野市の令和2年の「6歳未満の子どもがいる世帯」は2,630世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯」は7,026世帯となっています。また、「18歳未満の子どもがいる世帯」のうち、母子世帯・父子世帯を合わせた「ひとり親世帯」(核家族世帯)は825世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の1割以上となっています。

子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯数の状況

	平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総世帯数	28,869	100.0	29,517	100.0
6歳未満の子どもがいる世帯	2,797	9.7	2,630	8.9
18歳未満の子どもがいる世帯	7,779	26.9	7,026	23.8
うち母親と子どもの核家族世帯	802	2.8(10.3)	742	2.5(10.6)
うち父親と子どもの核家族世帯	88	0.3(1.1)	83	0.3(1.2)

※()内は、「18歳未満の子どもがいる世帯数」に対する比率

【資料】国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 生活困窮者の支援状況

生活困窮に関する新規相談受付件数は、令和6年度に94件となっており、プラン作成件数は10件となっています。令和2年度以降の推移をみると、新規相談受付件数は減少傾向となっています。

生活困窮に関する新規相談受付件数等(延べ件数)の推移

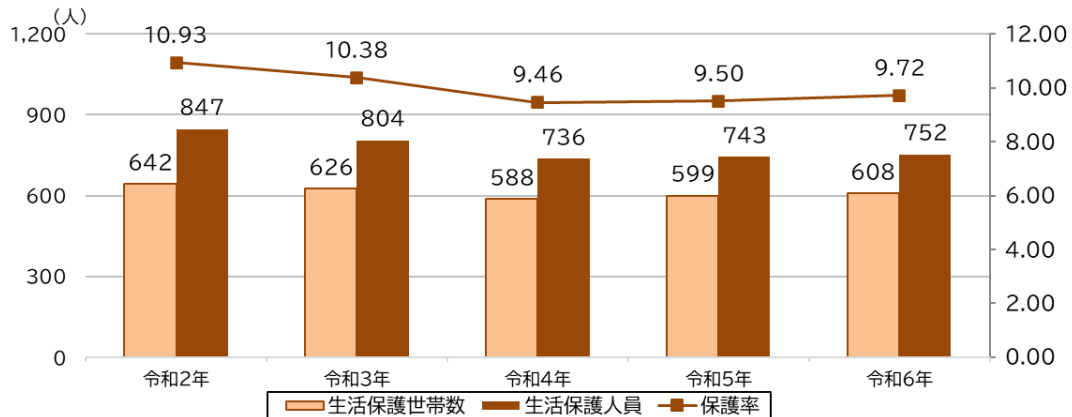


【資料】福祉総務課(各年度3月末現在)

(6)生活保護世帯等の状況

生活保護世帯等の状況は、令和6年度の生活保護世帯数は608世帯、被保護世帯人員は752人、保護率は9.72%(パーミル)*となっています。令和4年度以降、生活保護世帯数・被保護世帯人員、及び人口千人対の保護率についてもほぼ横ばいとなっています。

生活保護世帯数等の推移



※保護率(%)は、人口1,000人に対する被保護人員の割合を表している。なお、他市町村等においても、生活保護の状況を示す場合、一般的な単位としてパーミル(%)を使用している。

【資料】生活福祉課(各年度3月末現在)

(7)自殺者数の状況

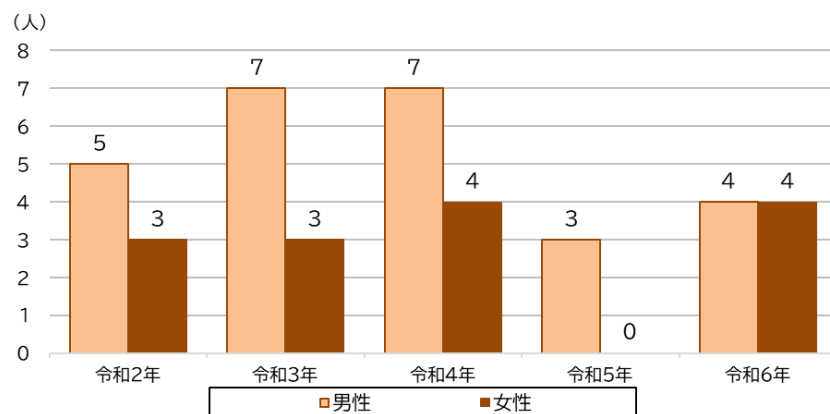
自殺者数については、令和5年に3人と一時的に少ない年がありましたが、その他の年はおおむね10人前後となっています。性別で見ると、男性の自殺者数が女性よりも上回る年が多い傾向となっています。

自殺者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
男性	5	7	7	3	4
女性	3	3	4	0	4
合計	8	10	11	3	8

【資料】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男女別自殺者数の状況



【資料】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 地域における福祉の主な担い手

(1)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性を持つ民間の福祉団体です。住民、福祉専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体、行政等が参加し、「住民主体」の理念のもとで、地域福祉の課題をみんなで考え、協力して解決に取り組んでいます。

■社会福祉協議会における主な地域福祉活動

- ・ 地域の住民自身が自発的に参加できる場づくり
- ・ 地域の見守り、情報収集、連絡調整
- ・ 地域の団体や機関がその問題を共有し、解決推進体制を創り出す

(2)民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、令和7年4月1日現在、本市では90人の民生委員・児童委員が活動しています。(定数100人)

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がいのある人の世帯の見守りや安否確認等にも重要な役割を果たしています。

また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。主任児童委員は、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動等に取り組んでおり、本市では10人の主任児童委員が活動しています。

(3)保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の更生を任務として活動を行っています。

本市では、枚方・交野地区保護司会の保護司として活動し、令和7年4月1日現在、両地区で98人の保護司が活動しています。

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住地において、犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け、また、「犯罪の予防や犯罪者の更生への理解等」にかかる地域住民への周知活動の実施等の重要な役割を果たしています。

(4)人権協会

人権協会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法と本市人権尊重のまちづくり条例の趣旨に沿い、すべての人々の人権が尊重され、ともに生きる社会の一員として人権尊重の視点から、市民の権利と義務を自覚し、人間として相互に尊重し合うことによって、人権意識の高揚と定着を図り、安心して暮らすことができる明るい社会の構築をめざして活動を行っています。

人権協会は、市と連携・協力を図りながら、総合的に人権についての周知・啓発や相談等を行うなどの役割を果たしています。

(5)地区・自治会等

令和7年度時点で交野市は23の地区に分かれており、各地区の中で自治会等が結成されています。地区・自治会等は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの中心的な担い手です。

地域住民の親睦と連携の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場ともなっています。

また、各地区において、地域住民と市のつなぎ役として地区長を委嘱し、地域と市の連携を図っています。

■自治会等の主な活動

- ・地域の伝統的な行事
- ・交通安全活動
- ・防火・防犯・防災活動
- ・清掃活動
- ・スポーツや文化のサークル活動 など

(6)校区福祉委員会

校区福祉委員会は、小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、小地域での住民同士の支え合い活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のための」自発的な組織です。令和7年度現在、本市には9の校区福祉委員会があり、合計595人の校区福祉委員が活動しています。

(7)社会福祉施設・事業所

高齢者関係、障がい者関係、児童関係のさまざまな福祉施設や事業所があります。

① 高齢者関係施設・事業所

居宅系サービス	か所数	施設・居住系サービス	か所数
居宅介護支援事業所	15	認知症対応型共同生活介護	5
訪問介護	30	特定施設入居者生活介護	3
訪問入浴	0	介護老人福祉施設	4
訪問看護	10	介護老人保健施設	2
訪問リハビリテーション	2	介護療養型医療施設	0
通所介護	23	地域密着型介護老人福祉施設	5
通所リハビリテーション	6	合 計	19
短期入所生活介護・療養介護	9	地域包括支援センター	か所数
福祉用具貸与	3	地域包括支援センター	1
認知症対応型通所介護	0	合 計	1
小規模多機能型居宅介護	1		
看護小規模多機能型居宅介護	2		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		
合 計	102		

(令和7年4月1日現在)

② 障がい者関係施設・事業所

訪問系・日中活動系サービス	か所数	相談支援	か所数
居宅介護	26	計画相談支援	11
重度訪問介護	18	地域移行支援	5
同行援護	7	地域定着支援	5
短期入所	5	合 計	21
生活介護	12	障がい児支援	か所数
自立訓練(生活訓練)	1	児童発達支援	13
就労移行支援(一般型)	2	放課後等デイサービス	17
就労継続支援(A型)	1	保育所等訪問支援	3
就労継続支援(B型)	14	合 計	33
合 計	86		
居住系サービス	か所数		
施設入所支援	1		
共同生活援助	38		
合 計	39		

(令和7年4月1日現在)

③ 児童関係の主な施設(学校・幼稚園・認定こども園等を除く)

施設名	か所数	施設名	か所数
地域子育て支援拠点	4	図書館	4
・交野市立地域子育て支援センター		・倉治図書館	
・星田地域子育て支援センター		・青年の家図書室	
・ぼらりすひろば		・星田会館図書室	
・つどいの広場		・第1児童センターこども図書室	
ファミリー・サポート・センター	1	第1児童センター	1
一時預かり	3	文庫	5
・星の子ルーム		・森なかよし文庫	
・くらやま認定こども園内 (事業開始は令和7年6月から)		・天野が原第一文庫	
・星田こども園内		・えんがわ文庫	
こども食堂・放課後等の居場所	8	・妙見坂文庫	1
・はぐはた食堂		・きらきら文庫	
・あまのがわこども食堂		交野市教育センター	
・交野こそだちベース Tomos(ともす)			
・パン屋さんのこども食堂			
・さくらこども地域食堂			
・満腹こども食堂			
・放課後フリースペースチルチル			
・きさいちまなびあい			

(令和7年4月1日現在)

(8)NPO法人

NPOとは「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人といいます。

市が所管するNPO法人は、令和7年度現在で17団体がさまざまな分野で活動しており、地域福祉分野において活動している法人との連携も行いながら、地域福祉の推進に努めています。

NPO法人数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所管NPO法人数	19	18	17	18	17	16	17
うち、福祉系法人数	14	14	14	16	14	13	12

(各年4月1日現在)

(9) ボランティア活動団体

ボランティア活動団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会をめざし、自分たちのできることを自らが率先し、災害・福祉・環境・教育・スポーツ等、さまざまな活動を行っています。また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

福祉分野でも高齢者や障がいのある人、子育てに関する支援等、人を支え、助けるボランティア活動が行われています。

本市のボランティアセンターは福祉分野のボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要としている人をつなげるコーディネート機能を担っています。

ボランティアセンターにおける団体・個人登録数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
ボランティアグループ 連絡会所属団体	13	13	12	11	10	10	10
上記以外の登録団体	11	11	9	9	7	7	7
個人登録者	43	43	52	51	52	43	49

(各年4月1日現在)

(10) 当事者団体

同様のニーズを持つ人たちが集まり交流し、お互いの経験等を生かして相談に乗ったり、支え合いの活動や事業を行ったりしています。

① 高齢者関係

主な団体：星友クラブ連合会(老人クラブ)

老人クラブ数と会員数

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
老人クラブ数	24	24	23	23	23	23	23
会員数	2,179	2,143	2,103	2,094	2,122	2,105	2,018

(各年4月1日現在)

② 障がい者関係

主な団体：身体障がい者福祉会、障害児(者)親の会、
聴力障害者協会、精神障がい者家族会(ひまわり会)、
心の病と共に生きる市民の会 TEAM、
視覚障がい者福祉会、あしたへ！

③ こども関係

主な団体：母子寡婦福祉会、交野市PTA協議会

(11)その他の福祉人材

本市では、前記以外にも、次のような人たちが地域福祉活動を担っています。

人材	活動内容	人数
身体障害者相談員	障がいのある人やその家族が日常生活を営んでいく上で生じる身近な問題について、当事者やその家族の目線に立って相談を受ける人	2
知的障害者相談員		1
精神障害者相談員		1
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守り支えていく人(養成講座受講延べ人数)	5,632
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人	140
やすらぎ支援員	認知症の人を介護する家族が外出をしたり休息が必要な時、自宅を訪問し、話し相手や見守りを家族に代わって行う支援員	7
スマイルサポーター	私立認定こども園等において、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けて、必要な支援を行う人(大阪府知事が認定)	22
施設コミュニティソーシャルワーカー	「福祉のなんでも相談員」として、生活上の困りごと等の相談を受け、解決に向けて本人や家族、相談窓口との調整役となる相談員	29
介護サービス相談員	介護サービスの提供の場等を訪問し、介護サービス利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、問題解決に向けた手助けをする相談員	17
元気アップメイト	筋力・体力・バランス等の維持・向上を図り、足腰の強化や店頭の防止に効果がある交野市オリジナルの元気アップ体操等を通じて、高齢者の健康づくりを応援するボランティア	99
歩く歩く隊	ひとりでは運動を続けにくい人や運動のきっかけがほしい人を対象に、市が開催する「歩く歩く DAY」でウォーキングの実践や声掛けを通して地域の健康づくりを市と連携しながら応援するボランティア	18
ゲートキーパー	自殺を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることのできる人(ゲートキーパー養成研修受講延べ人数)	227

(令和7年4月1日現在)

(12)校区別の概況

校区福祉委員会の活動区域である市内 9 の小学校区の概況は以下のとおりです。

校区	人口	世帯数	65 歳以上		6 歳以下		校区福祉委員	民生委員 児童委員
			人数	人口比	人数	人口比		
	(人)	(世帯)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(人)
交野 みらい	15,579	7,360	4,507	28.9	839	5.4	79	22
倉治	10,610	4,554	2,603	24.5	671	6.3	54	12
郡津	11,799	5,476	3,361	28.5	540	4.6	66	12
旭	6,653	2,949	2,087	31.4	311	4.7	64	8
星田	6,089	2,884	1,576	25.9	348	5.7	95	6
妙見坂	6,437	2,656	1,988	30.9	350	5.4	70	9
岩船	6,694	3,068	2,003	29.9	374	5.6	66	8
私市	6,921	3,030	1,811	26.2	357	5.2	55	8
藤が尾	6,286	2,896	1,598	25.4	440	7.0	46	5
市全体	77,068	34,873	21,534	27.9	4,230	5.5	595	90

(令和7年4月1日現在)

3 市民の意識と実態(市民アンケート調査より)

本計画の策定にあたり、住民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画策定の基礎資料とするために市民アンケート調査を実施しました。

■ 調査概要

- ・ 調査対象:18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
- ・ 調査方法:郵送配送及び Web アンケート形式
- ・ 調査期間:令和6年8月23日(金)～9月20日(金)
- ・ 回収数(回収率):840件(42.0%)

■ 調査結果まとめ

○ 暮らしやすいまち 交野

全体の約9割の市民が、交野市を暮らしやすいと感じており、前回調査時と比べてその割合も増加していました。特に、子育てやこどもの福祉に関心や評価が高く、安心して暮らせる地域であることや、住みよい環境、居場所・生きがい、といったことを重要だと考える人が多いという結果が出ています。これらの項目は、同時に満足度も高くなっており、地域の課題に対してしっかりと対策や取り組みがされているからだと考えることができるため、これらは交野市の「強み」であると考えられます。

○ 地域のつながり・助け合いへの不安

地域の中で、高齢者だけの世帯が増えてきていることや、地域活動の担い手が少なくなっていること、住民同士のふれあいが乏しくなっていること等について不安を感じている人が多くなっています。

また、福祉に関心はあるけれどもボランティア活動や助け合い活動をしたことがない人が、参加していない理由としては、仕事や家事が忙しく時間が取れないという理由が最も多くなっています。活動への協力や参加への動機を上げるには、取り組みの周知や理解をより広げていくことが重要になると考えられます。

○ 情報提供や相談窓口の充実の必要性

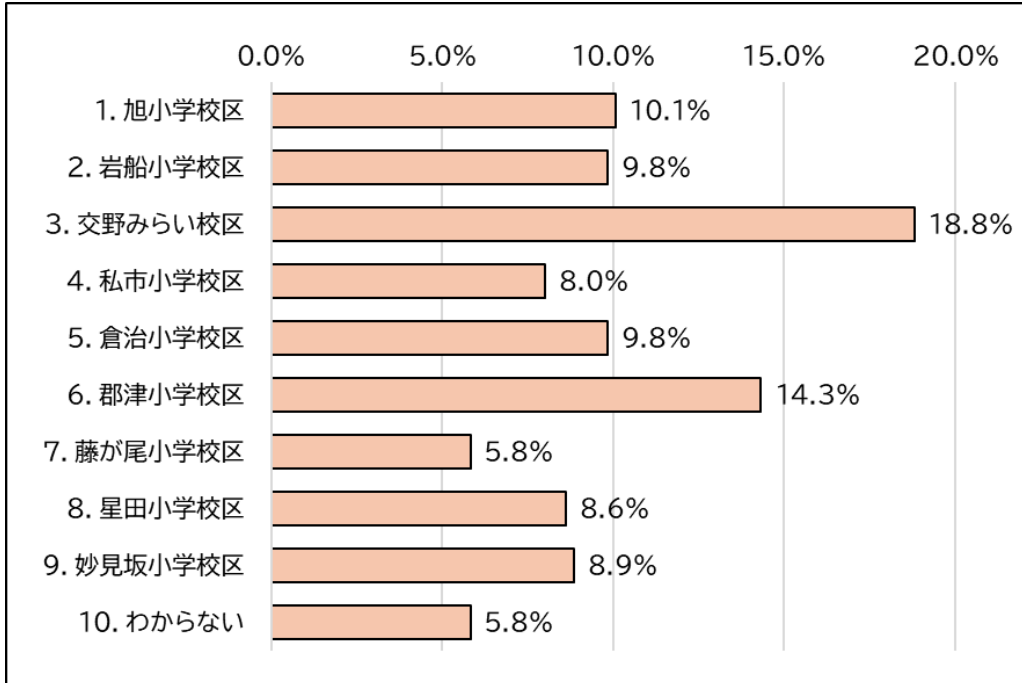
福祉の制度や人材に係る認知度は向上しており、啓発活動の効果が出ていると見られるため、より関心を引くような内容・コンテンツの充実により効果が上がる可能性があります。また、年齢層により主な情報収集の方法に特徴があるため、必要な情報をどの層に届けたいかにより、媒体や内容を検討していくことも効果的です。

加えて、福祉に関する情報提供や相談窓口の充実を優先して取り組むべきとしている声が多いことから、相談すること自体をためらう人を少なくするため、気軽に幅広く相談ができる人・機関があることの周知を強化することに加えて、それぞれの相談機関の役割や機能を整理し、包括的な支援体制を市民に分かりやすく提示していくことが重要と思われます。

(1)回答者の属性

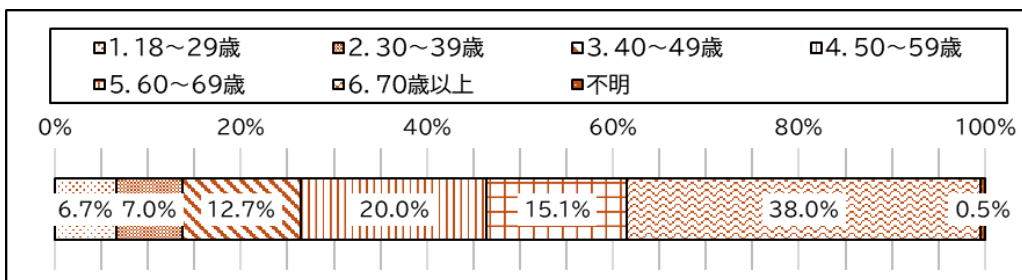
① 回答者の居住地区

回答者の居住小学校区については、全体では「交野みらい校区」が18.8%で最も高く、次いで「郡津小学校区」が14.3%、「旭小学校区」が10.1%となっています。



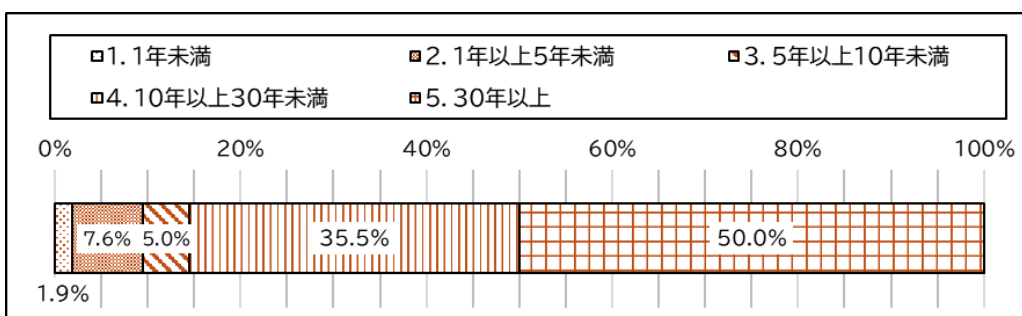
② 回答者の年齢

回答者の年齢については、「70歳以上」が38.0%で最も高く、次いで「50～59歳」が20.0%となっています。



③ 回答者の居住年数

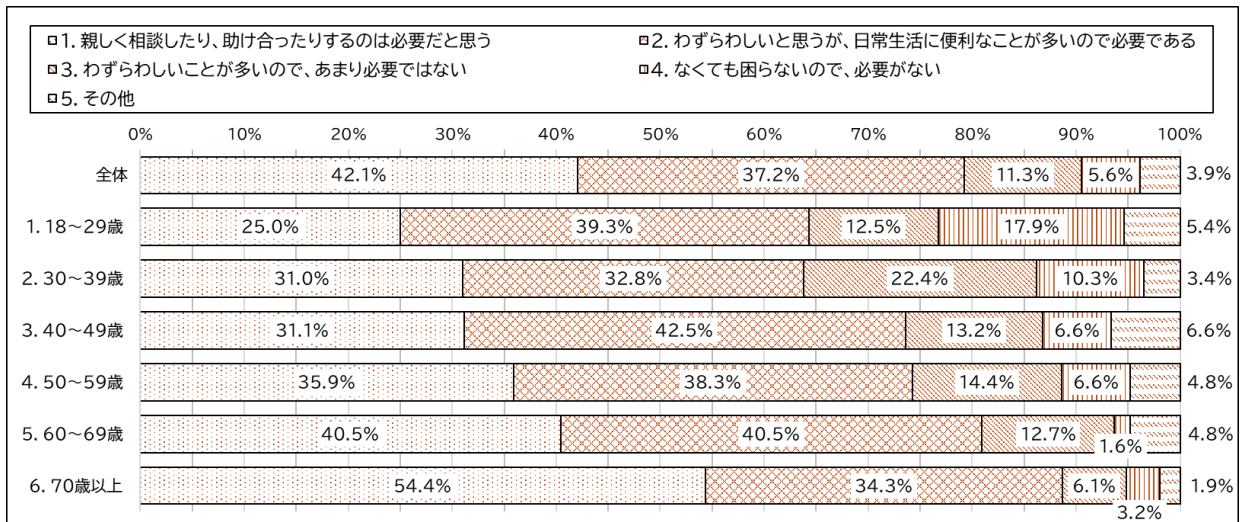
回答者の交野市での居住年数について、全体では「30年以上」が50.0%で最も高く、次いで「10年以上30年未満」が35.5%となっています。



(2)ご近所とのつきあいや町内会行事等の地域活動について

① 近所づきあいの考え方

近所づきあいの考え方は、全体では「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」が42.1%で最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である」が37.2%となっています。年代別にみると、年代が低いほど必要性を感じていない人が多くなっています。



② 近所づきあいの状況

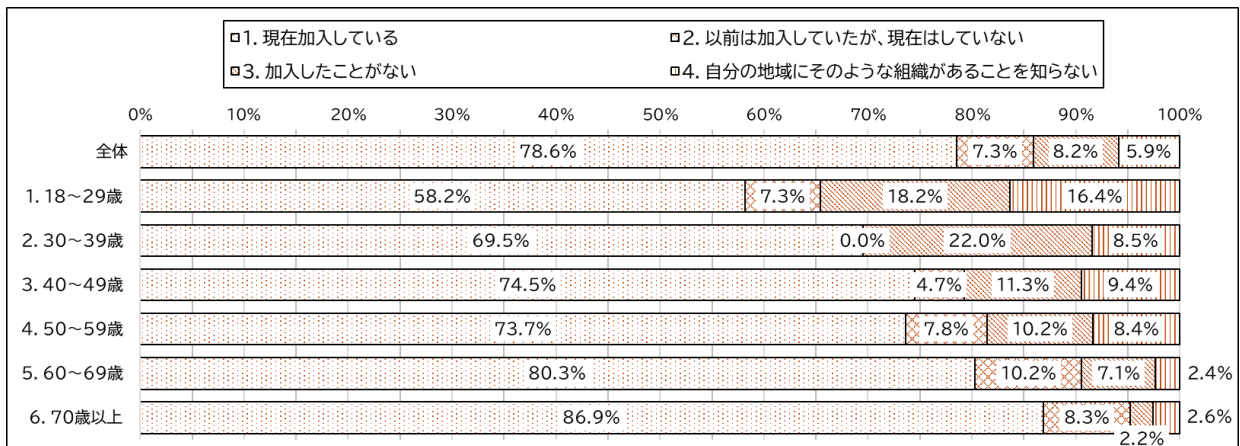
実際の近所づきあいの状況としては、全体では「会えばあいさつをする程度の人がいる」が41.9%で最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がいる」が32.6%となっています。

30歳代までの世代では「会えばあいさつをする程度の人がいる」や「ほとんど近所とのつきあいはない」が40歳以上と比べて高くなっており、近所づきあいが希薄な傾向が見られます。

選択肢	全体		1. 18～29歳		2. 30～39歳		3. 40～49歳		4. 50～59歳		5. 60～69歳		6. 70歳以上	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1. 何か困ったときに助け合う人がある	168	20.0%	8	14.3%	13	22.0%	20	18.7%	36	21.4%	26	20.5%	64	20.1%
2. お互いに訪問し合う人がある	74	8.8%	3	5.4%	5	8.5%	10	9.3%	12	7.1%	13	10.2%	30	9.4%
3. 悩みごとや不安を相談できる人がある	54	6.4%	2	3.6%	6	10.2%	10	9.3%	10	6.0%	11	8.7%	15	4.7%
4. 留守にする時に声をかける人がある	64	7.6%	2	3.6%	2	3.4%	12	11.2%	7	4.2%	10	7.9%	30	9.4%
5. 立ち話をする程度の人がある	274	32.6%	5	8.9%	16	27.1%	35	32.7%	55	32.7%	44	34.6%	119	37.3%
6. 会えばあいさつをする程度の人がある	352	41.9%	35	62.5%	33	55.9%	54	50.5%	80	47.6%	61	48.0%	89	27.9%
7. ほとんど近所とのつきあいはない	73	8.7%	10	17.9%	10	16.9%	11	10.3%	16	9.5%	11	8.7%	15	4.7%
8. 隣近所の顔も知らない	18	2.1%	4	7.1%	3	5.1%	1	0.9%	6	3.6%	0	0.0%	4	1.3%

③ 自治会・町内会への加入状況

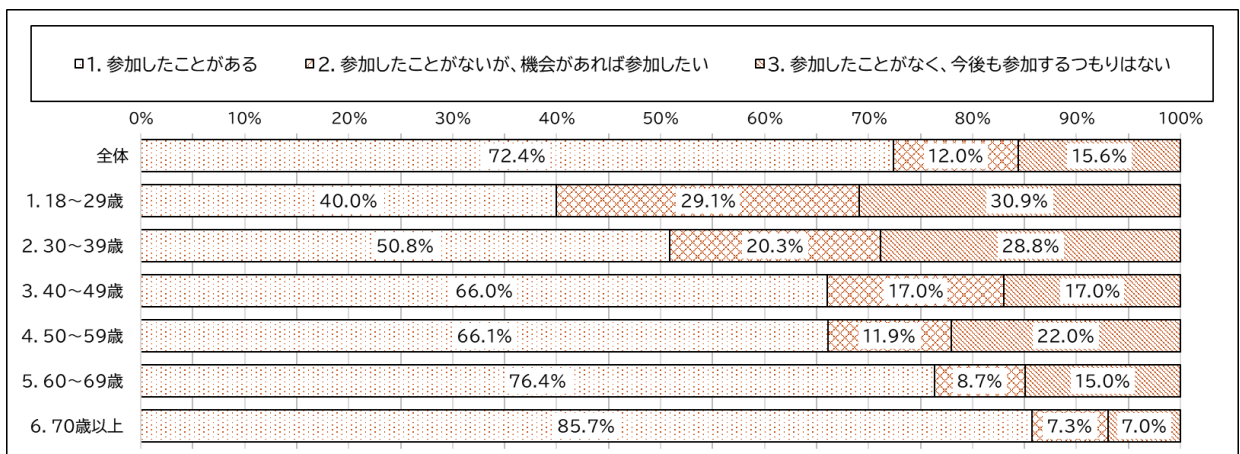
自治会・町内会への加入状況は、全体では78.6%が「現在加入している」と答えています。年代別に見ると、年代が低いほど加入率は低くなっています。



④ 地域活動への参加状況

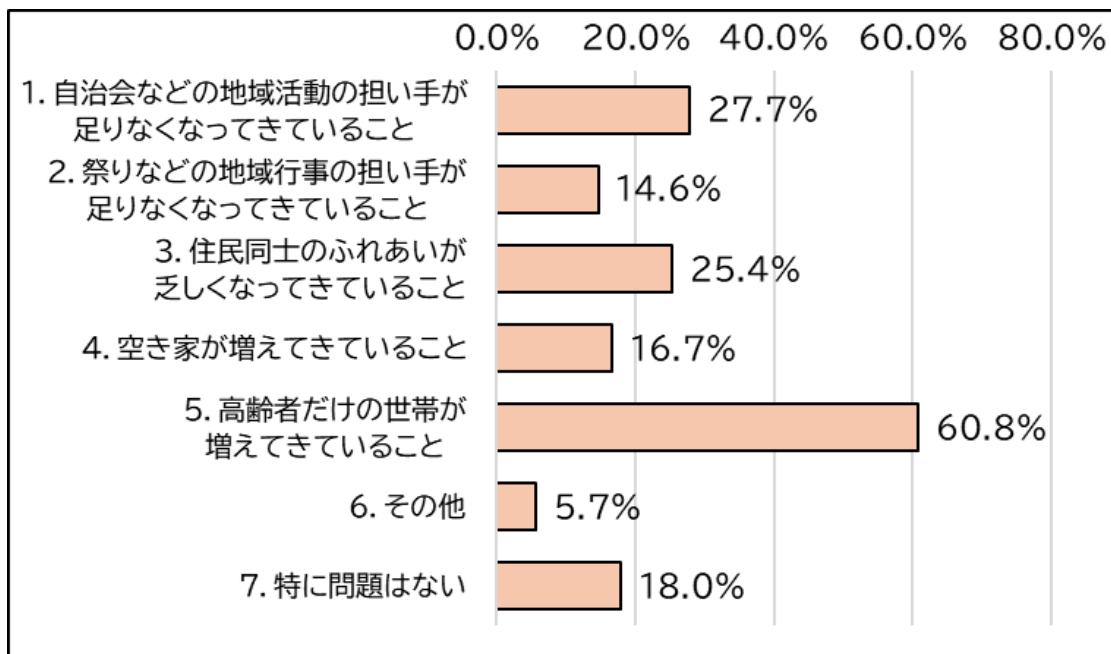
地域活動への参加状況は、全体では「参加したことがある」が72.4%で最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も参加するつもりはない」が15.6%となっています。

参加したことがある割合が低い30歳代までの世代でも、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」という回答は20～30%程度あり、一定程度活動への関心や参加意向はあると考えられます。



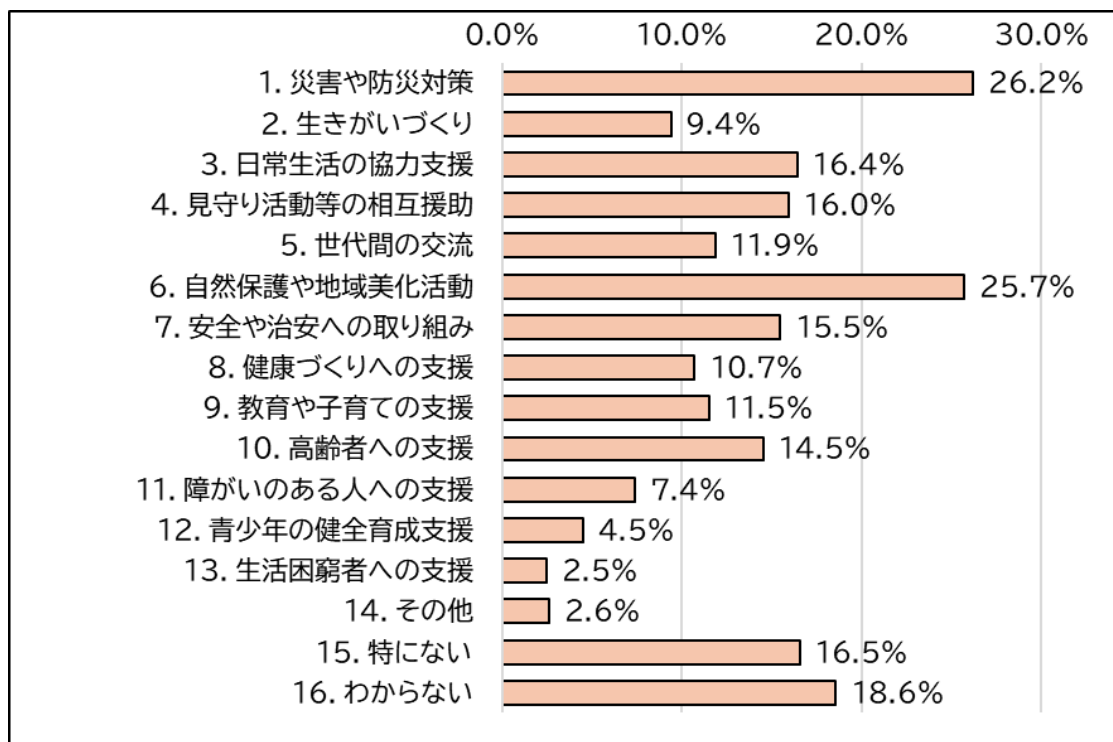
⑤ 地域で不安に感じていること

地域で不安に感じていることでは、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」が60.8%で最も高く、次いで「自治会などの地域活動の担い手が足りなくなっていること」が27.7%となっています。



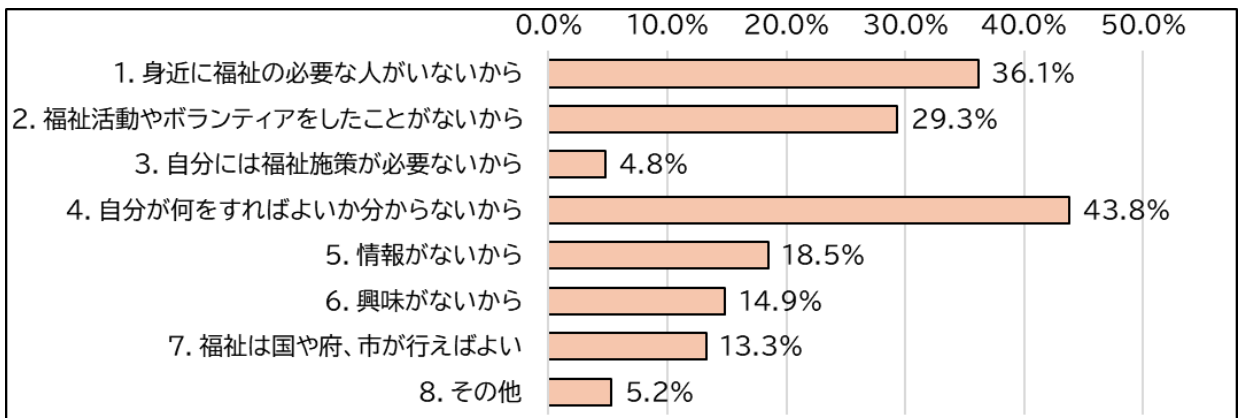
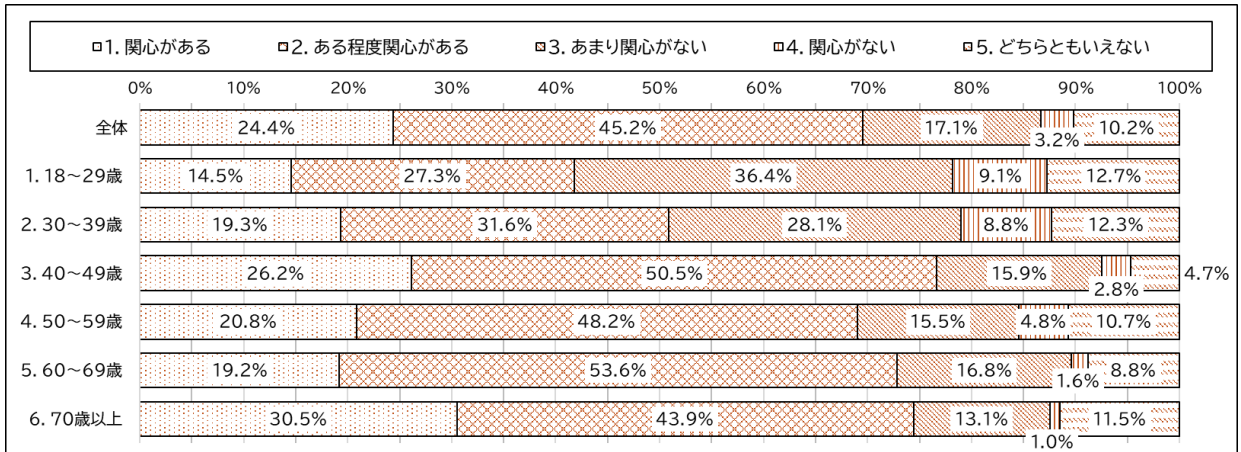
⑥ 地域の取り組みとして参加や手助けができること

地域の取り組みとして参加や手助けができることとしては、全体では「災害や防災対策」が26.2%で最も高く、次いで「自然保護や地域美化活動」が25.7%となっています。



⑦ 福祉への関心度

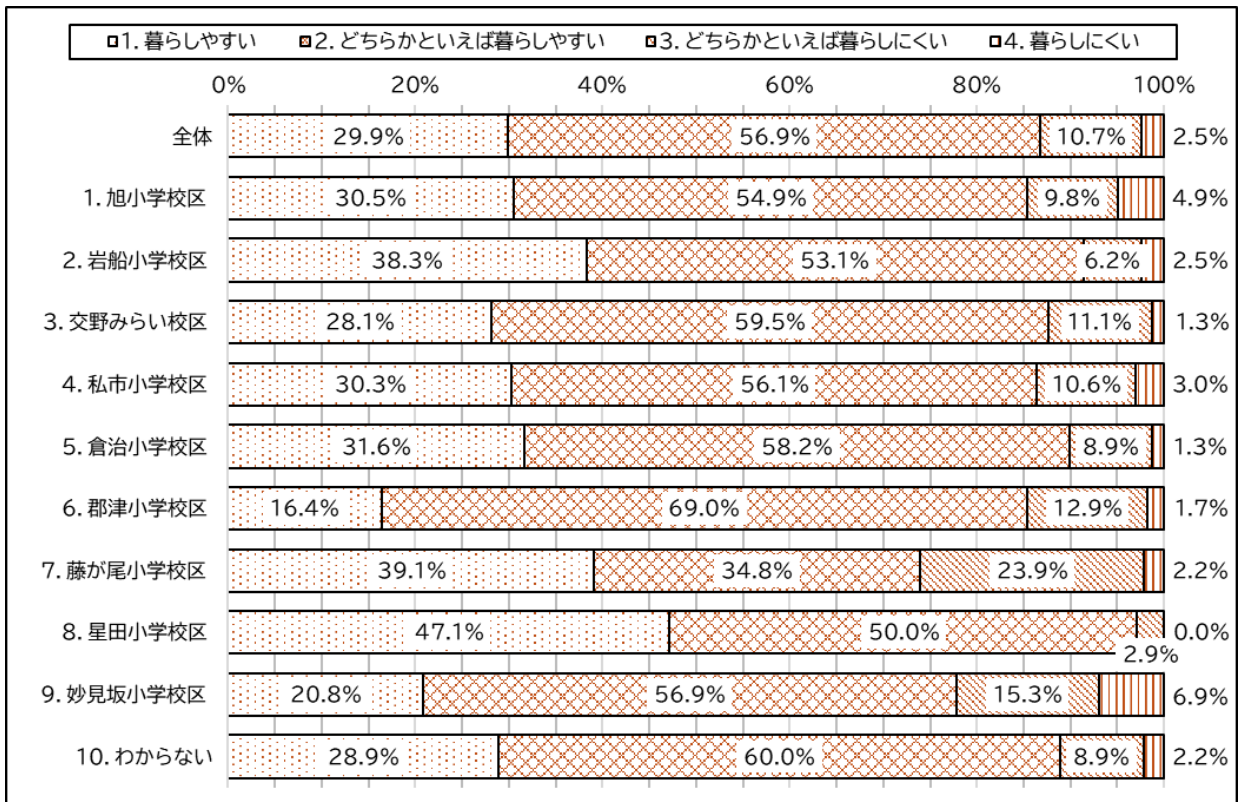
福祉への関心度は、全体では「ある程度関心がある」が45.2%で最も高く、次いで「関心がある」が24.4%となっています。関心がないと答えた人の理由では、「自分が何をすればよいか分からないから」が43.8%で最も高く、次いで「身近に福祉の必要な人がいないから」が36.1%となっています。



(3)暮らしやすさや地域福祉に対する印象

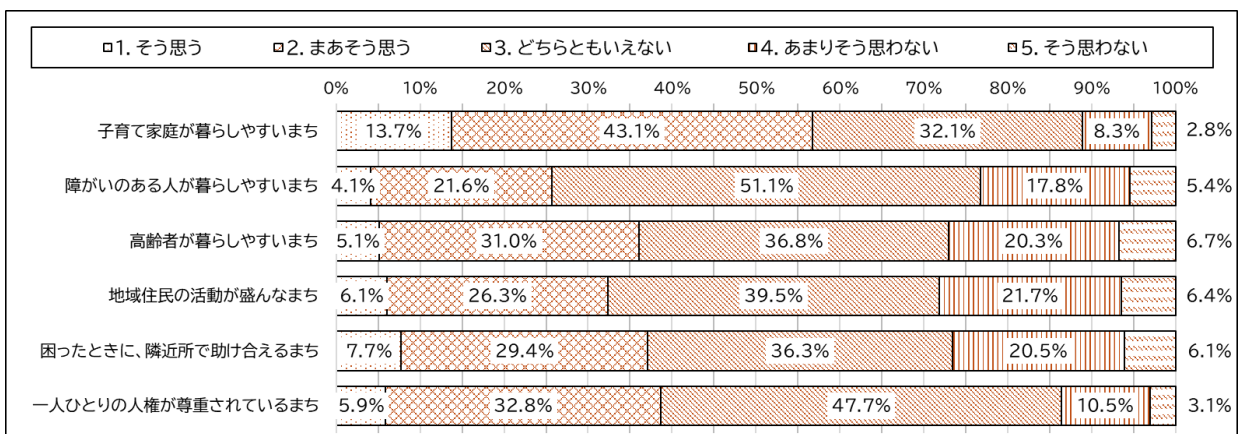
① 居住地区の暮らしやすさ

「暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」を合計した割合が高かった校区は、①星田97.1%②岩船91.4%③倉治89.8%となっており、逆に「どちらかといえば暮らしにくい」と「暮らしにくい」を合計した割合が高かった校区は①藤が尾26.1%②妙見坂22.2%③郡津14.6%の順になっています。



② 交野市の地域福祉に対する印象

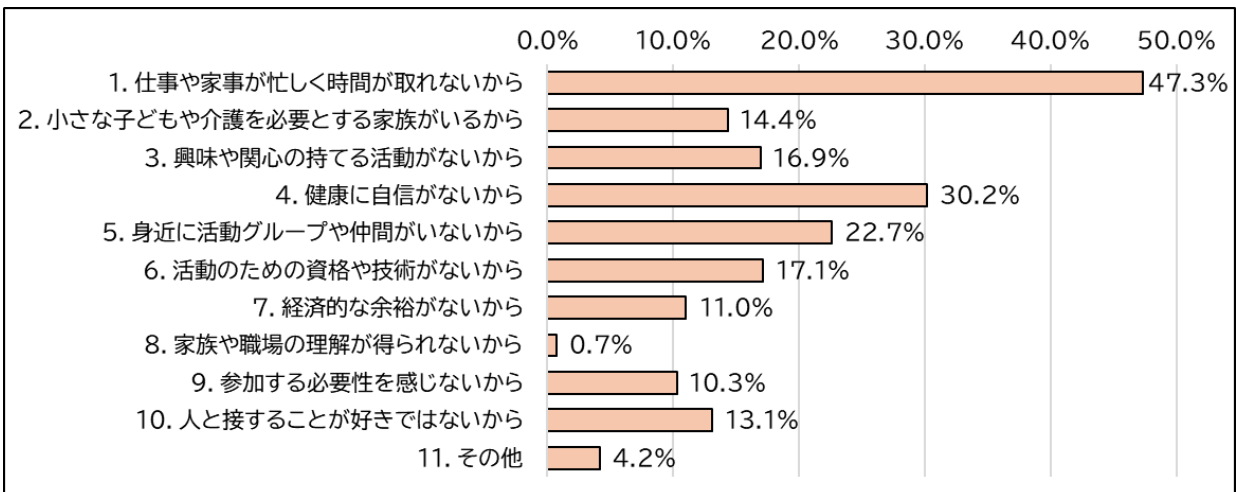
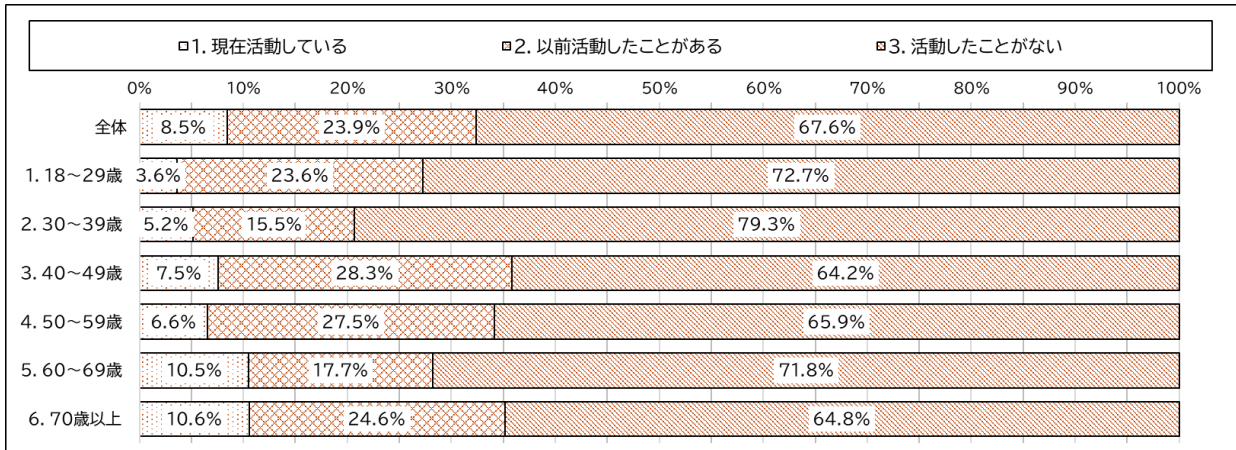
各項目ごとに比較した場合、「そう思う」と「まあそう思う」を合計した割合が高いのは、「子育て家庭が暮らしやすいまち」が56.8%で最も高く、次いで「一人ひとりの人権が尊重されているまち」が38.7%となっています。一方で、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合計した割合が高いのは、「地域住民の活動が盛んなまち」が28.1%で最も高く、次いで「高齢者が暮らしやすいまち」が27.0%となっています。



(4) ボランティア活動について

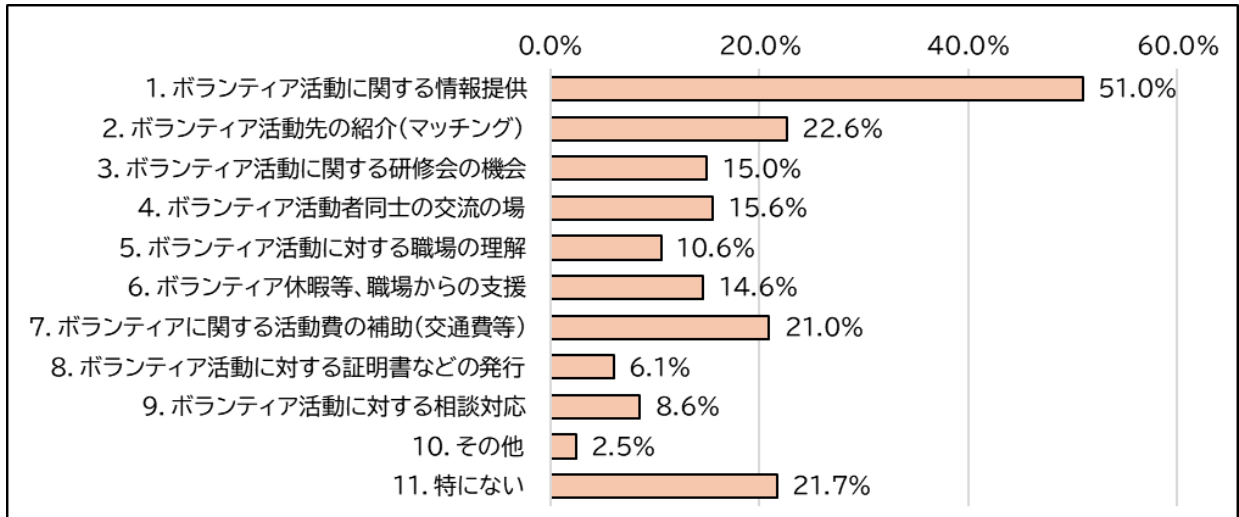
① ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動や助け合い活動への参加については、全体では「活動したことがない」が67.6%で最も高く、次いで「以前活動したことがある」が23.9%となっています。参加していない人の理由では、「仕事や家事が忙しく時間がとれないから」が47.3%と最も多くなっています。



② ボランティア活動を行いやくするための支援

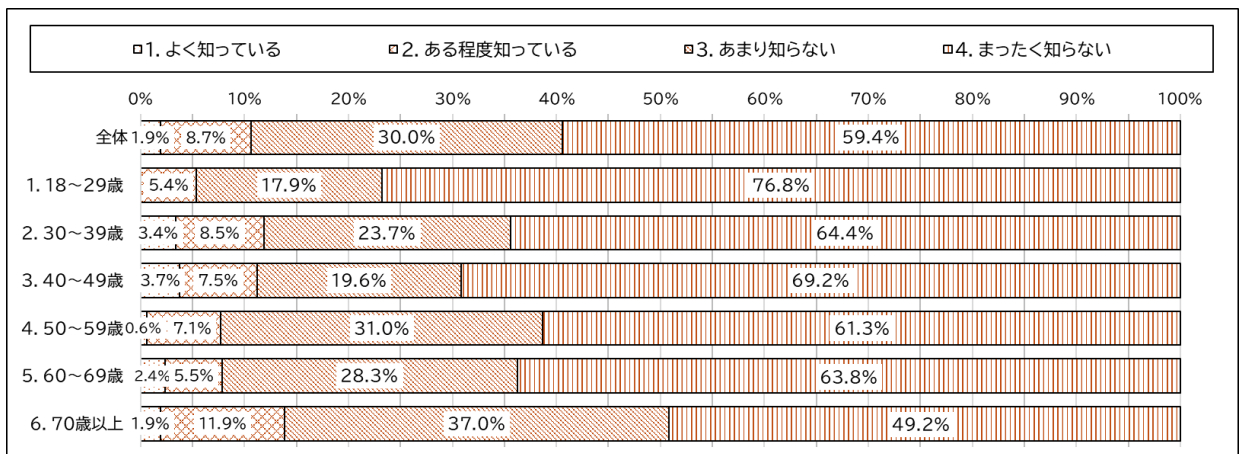
ボランティア活動を行いやくするための支援では、「ボランティア活動に関する情報提供」が51.0%で最も高く、次いで「ボランティア活動先の紹介(マッチング)」が22.6%となっています。



(5) 福祉に関わる支援者等について

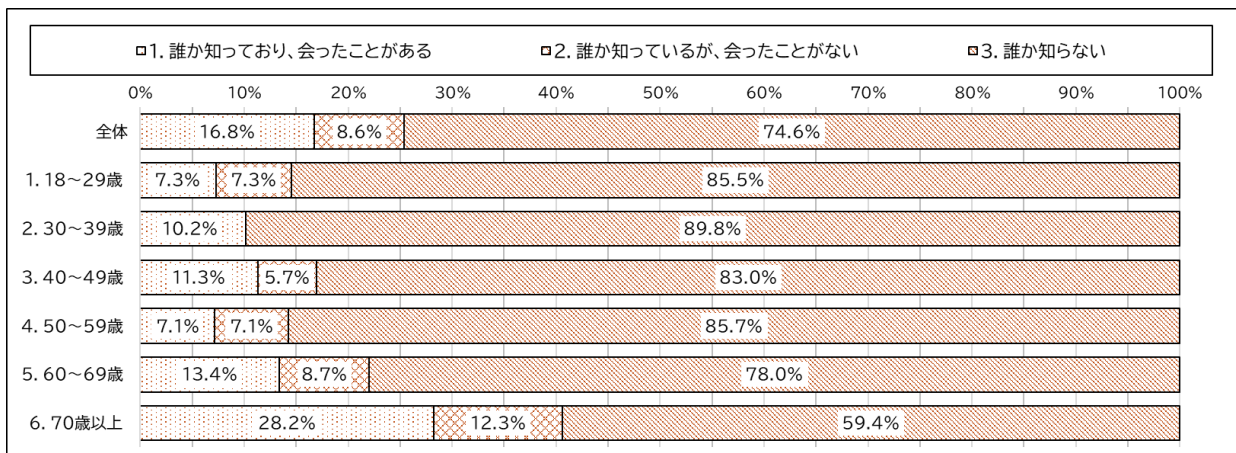
① CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の認知度

CSW(コミュニティソーシャルワーカー)については、全体では「まったく知らない」が59.4%となっており、「あまり知らない」と合わせると、89.4%となっています。



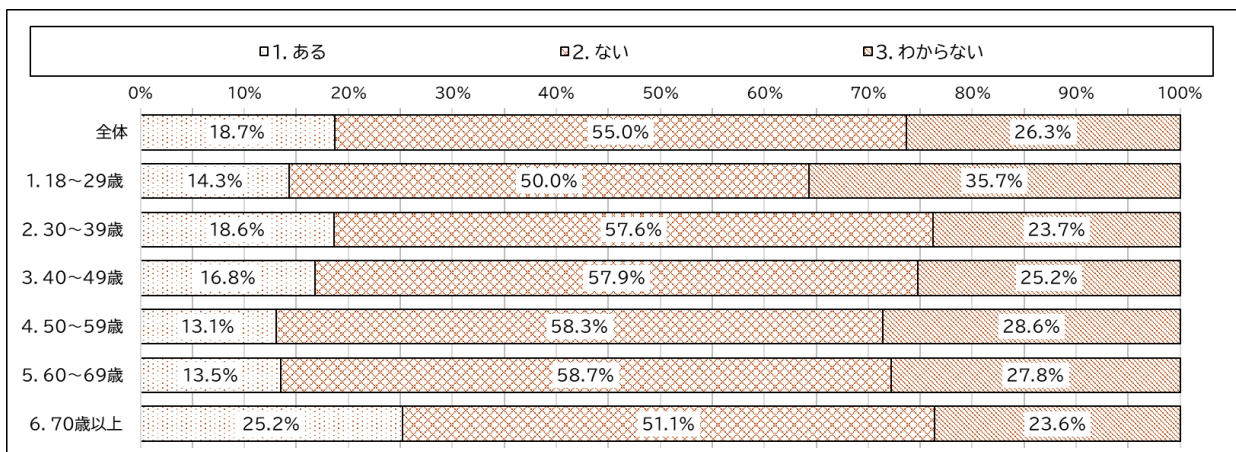
② 民生委員・児童委員の認知度

民生委員・児童委員については、全体では「誰か知っており、会ったことがある」が16.8%となっており、「誰か知っているが、会ったことがない」と合わせると、25.4%となっています。



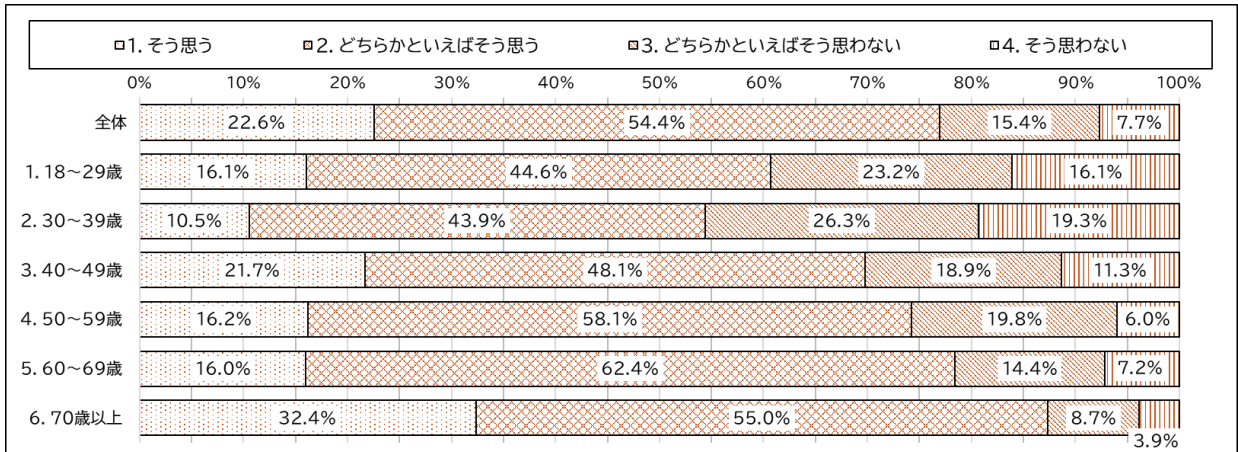
③ 「社会を明るくする運動」の認知度

犯罪の予防と犯罪者の更生について理解を深め、協力しあう「社会を明るくする運動」については、全体では「(見聞きしたことが)ない」が55.0%となっており、「(見聞きしたことが)ある」という人は18.7%となっています。



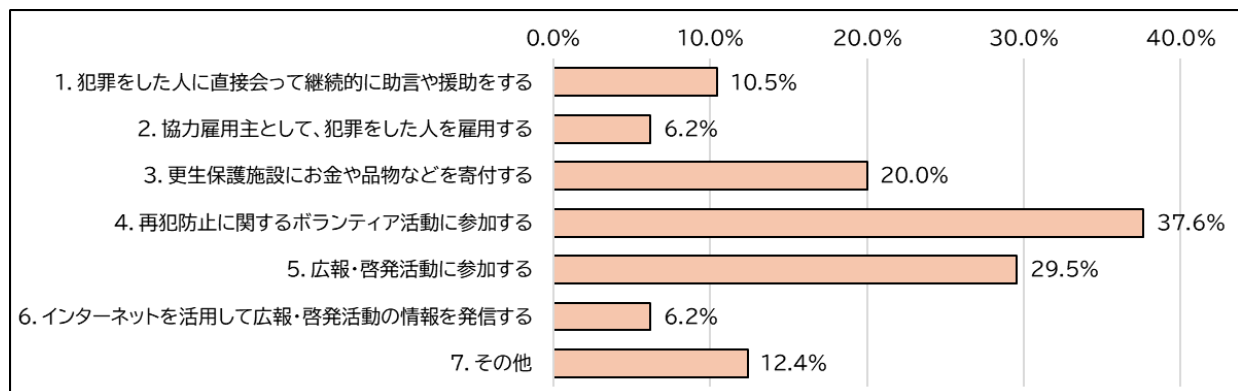
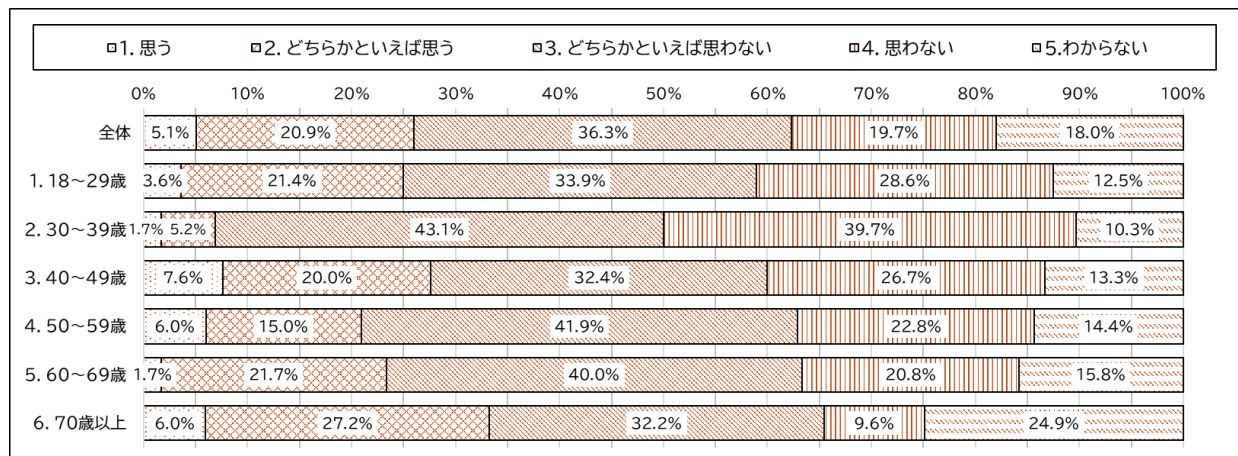
④ 再犯防止に向けて“誰一人取り残さない”社会の実現が大切という考え方について

再犯防止に向けて“誰一人取り残さない”社会の実現が大切という考え方については、全体では「どちらかといえばそう思う」が54.4%となっており、「そう思う」と合わせると77.0%を占めています。



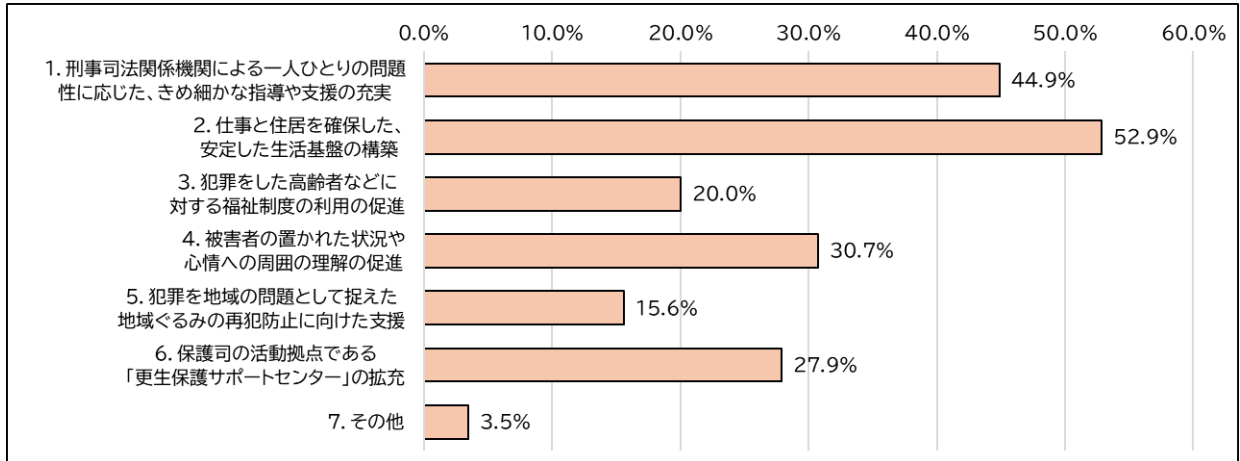
⑤ 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向

犯罪をした人の立ち直りへの協力意向のある人(「思う」+「どちらかといえば思う」)は、26.0%となっています。協力したいことでは、「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が37.6%で最も多く、次いで「広報・啓発活動に参加する」となっています。



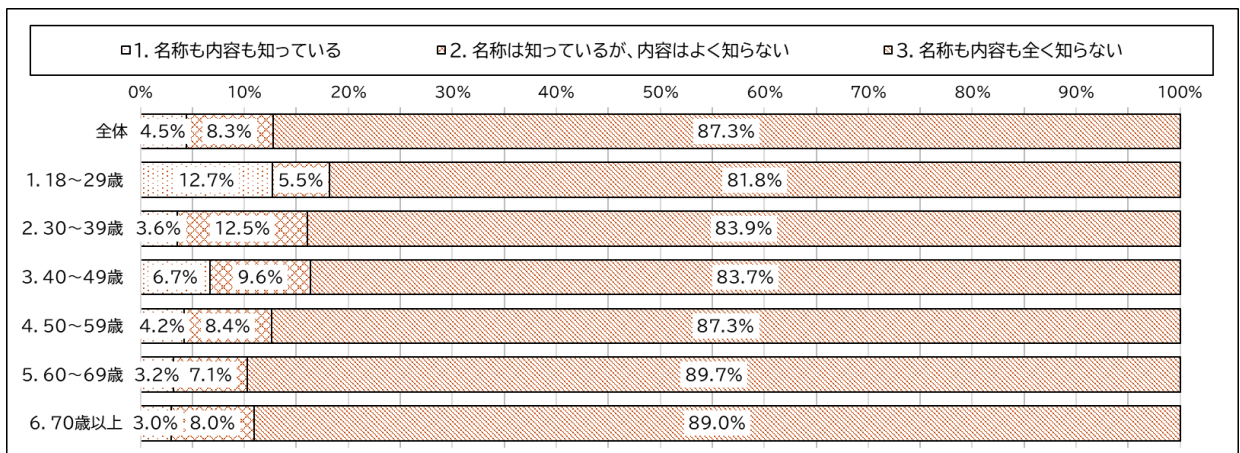
⑥ 再犯防止のために必要だと思うこと

再犯防止のために必要だと思うことでは、「仕事と住居を確保した、安定した生活基盤の構築」が52.9%で最も高く、次いで「刑事司法関係機関による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援の充実」が44.9%となっています。



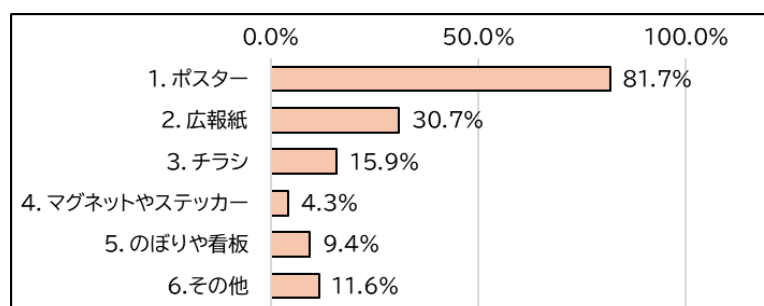
⑦ ゲートキーパーの認知度

ゲートキーパーの認知度については、全体では「名称も内容も全く知らない」が87.3%で最も高く、次いで「名称は知っているが、内容はよく知らない」が8.3%となっています。



⑧ 自殺対策に関する周知啓発

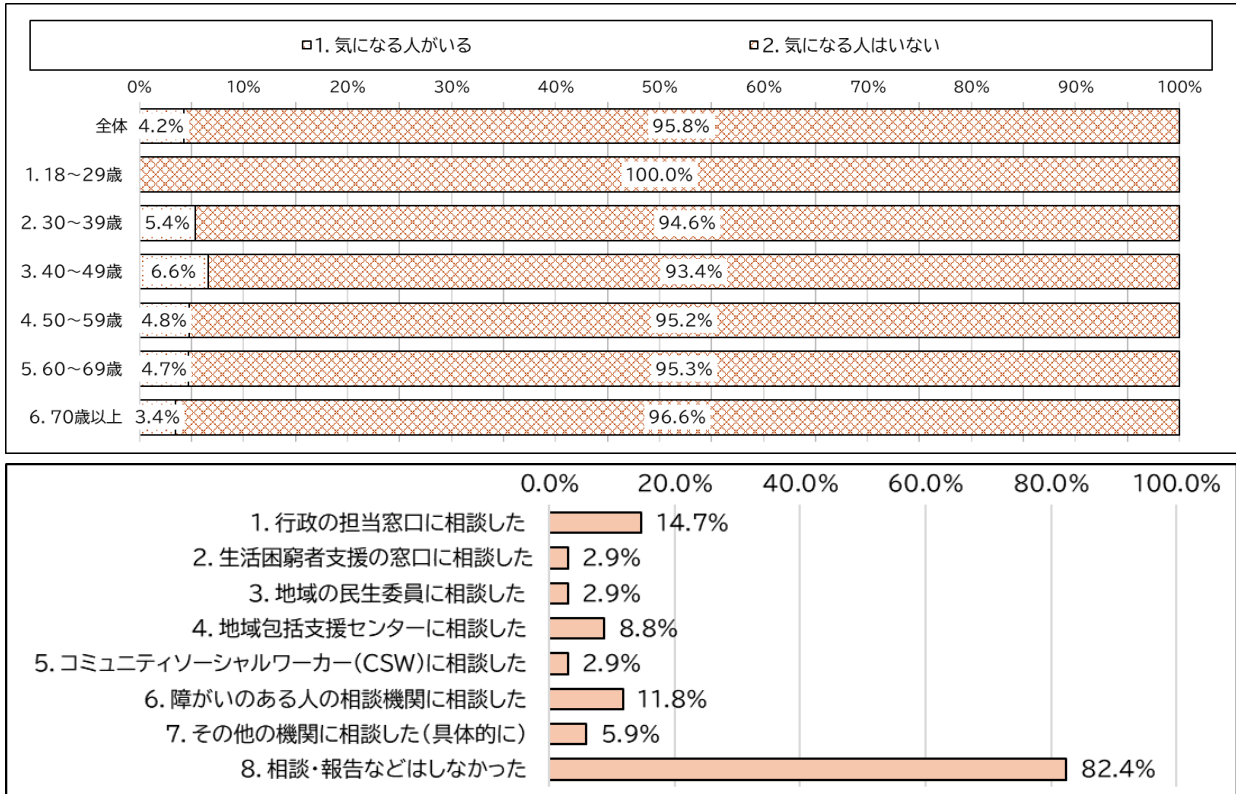
自殺対策に関する啓発物について、どのような啓発物を見たことがあるかについては、全体では「ポスター」が81.7%で最も高く、次いで「広報紙」が30.7%となっています。啓発物の認知度は比較的高いことから、より関心を惹くような内容・コンテンツの充実が有効だと考えられます。



(6)生活上の悩みや手助け等について

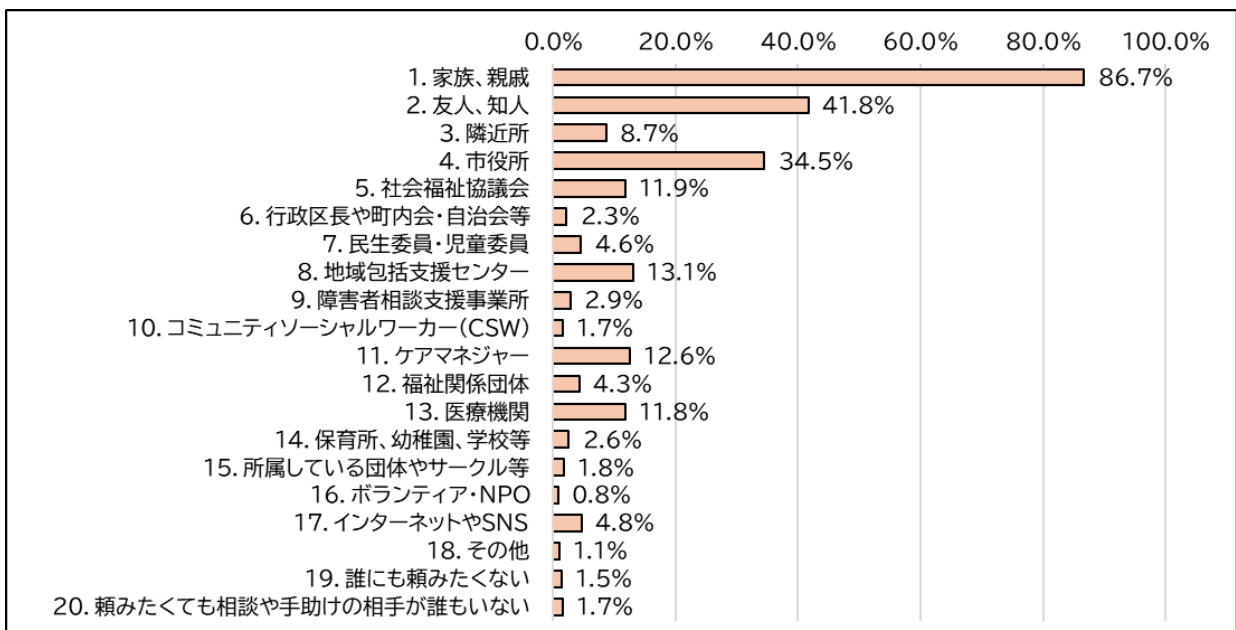
① 身のまわりで生活困窮に該当するような気になる人の有無

身のまわりで生活困窮に該当するような気になる人がいると回答した人は、4.2%となっています。また、該当した生活困窮者についての行政機関への相談については、82.4%が「相談・報告などはしなかった」と回答しています。



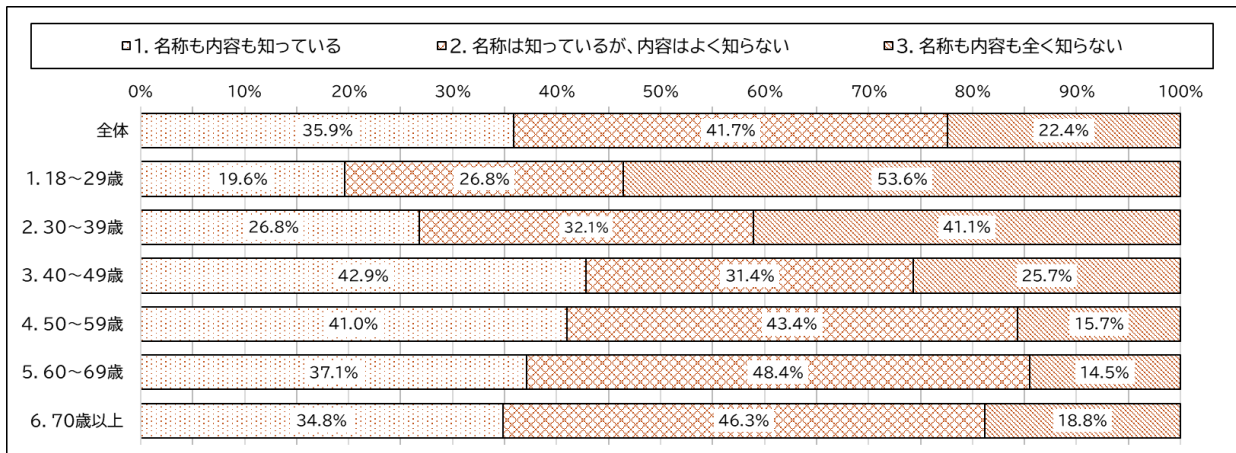
② 生活上の問題で相談したり手助けを頼む人

生活上の問題で相談したり手助けを頼む人は、「家族、親戚」が86.7%と最も高く、次いで「友人、知人」が41.8%となっています。近い関係の人以外の割合は低いものが多く、地域の中で人間関係の希薄化が進んでいる可能性があります。



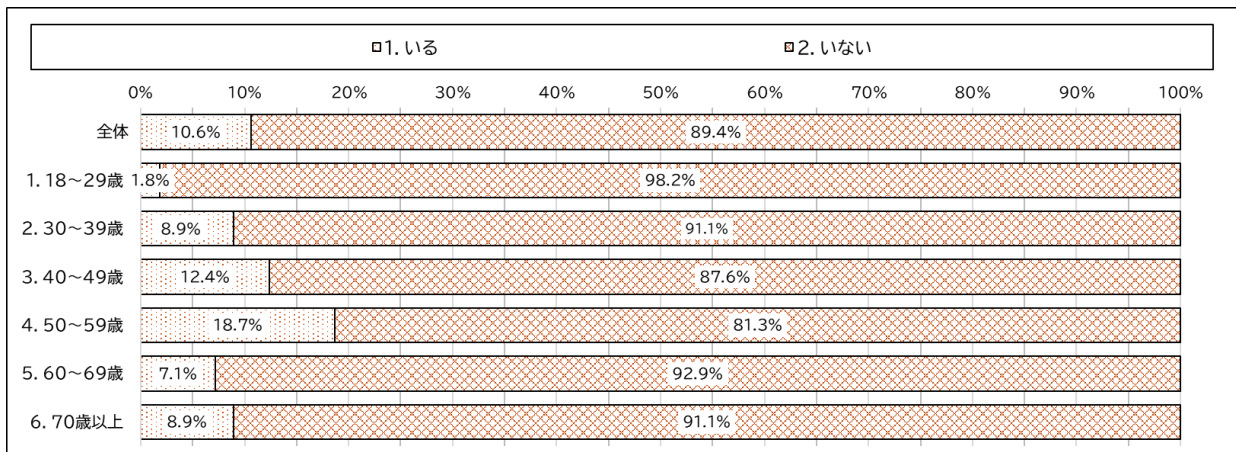
③ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、全体では「名称も内容も知っている」が35.9%となっており、「名称は知っているが、内容はよく知らない」と合わせると、77.6%となっています。



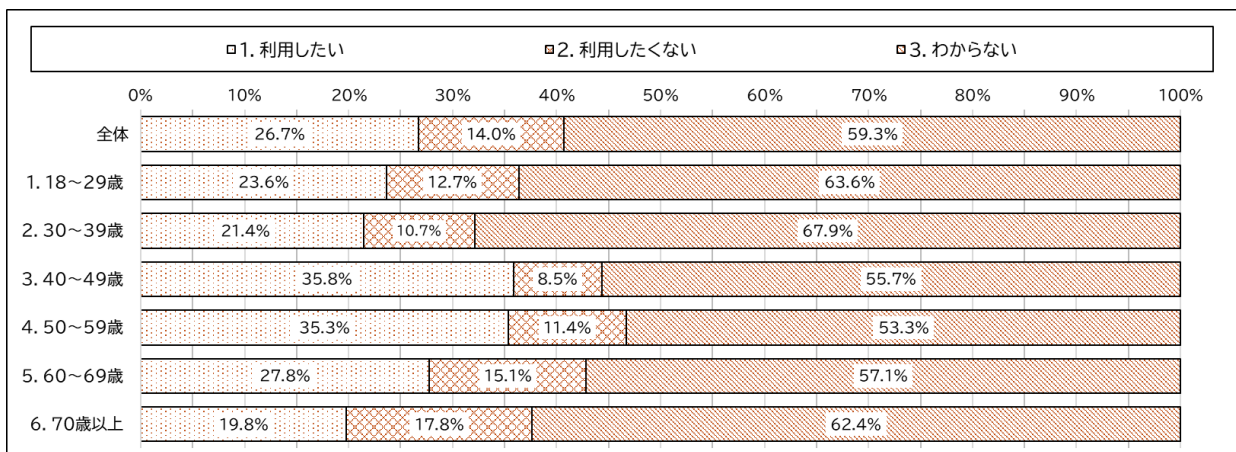
④ 身近で成年後見制度の利用が必要と思われる人の有無

身近で成年後見制度の利用が必要と思われる人は、「いない」が89.4%となっており、「いる」は10.6%となっています。



⑤ 成年後見制度の今後の利用意向

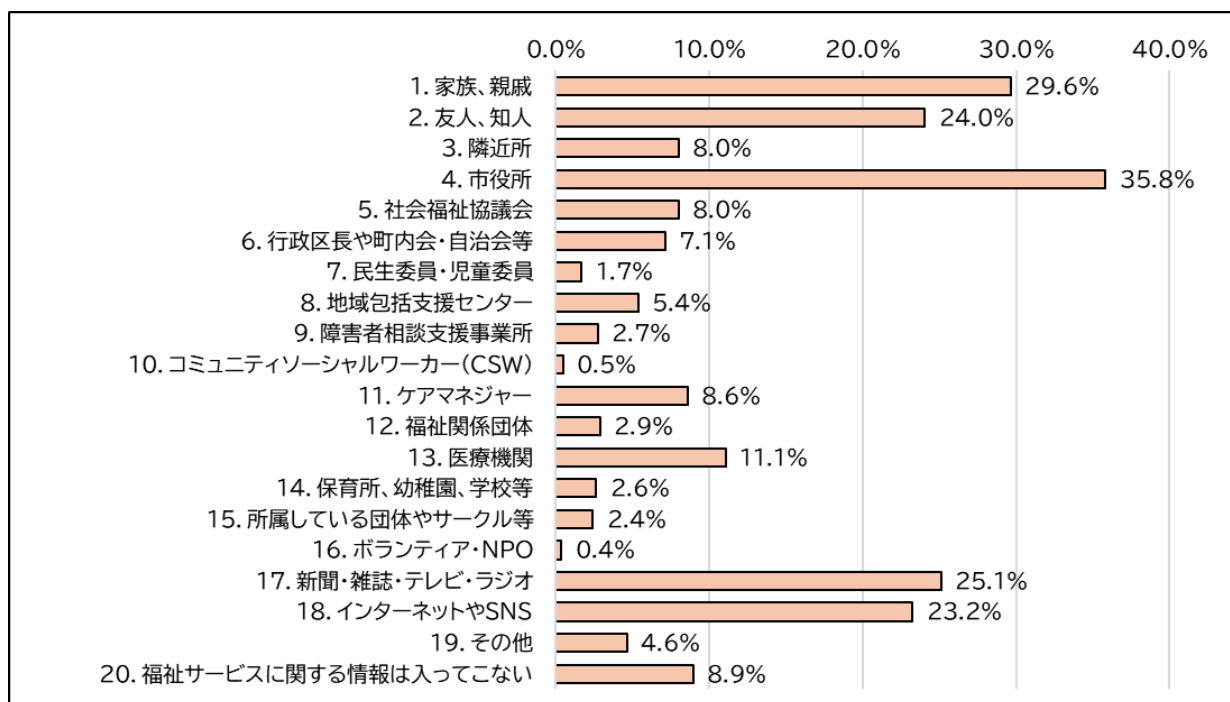
成年後見制度の今後の利用意向は、「利用したい」が26.7%となっています。一方で、「わからない」が59.3%と半数以上を占めており、制度自体の認知度とともに、利用促進に向けた取り組みが必要だと考えられます。



⑥ 福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先は、全体では「市役所」が35.8%で最も高く、次いで「家族、親戚」が29.6%となっています。

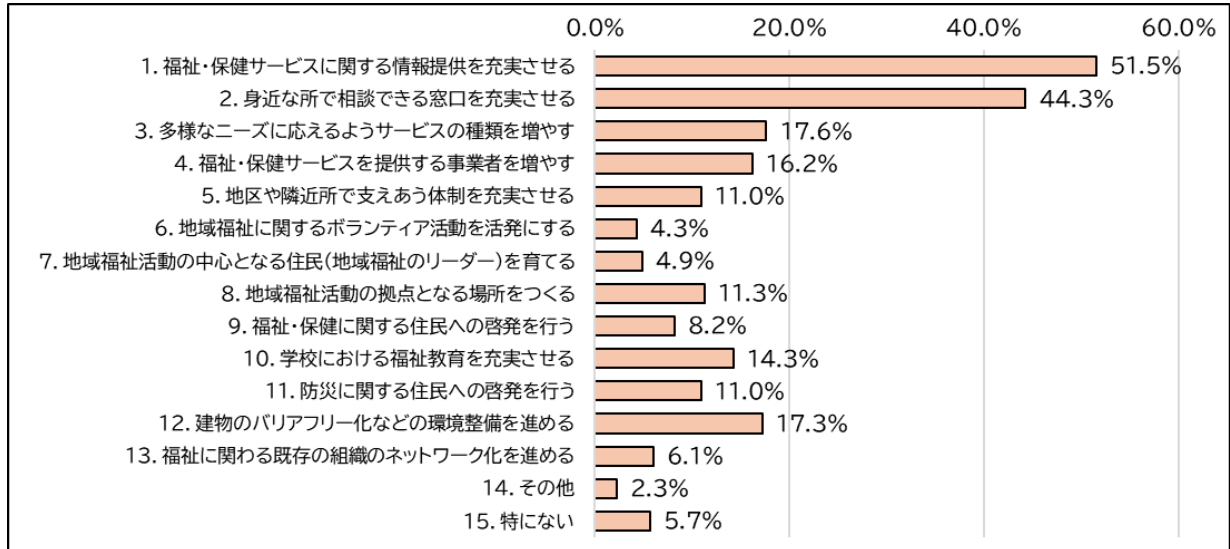
年代別でみると、年代が高いほど「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」や「医療機関」、「ケアマネジャー」、「社会福祉協議会」等で高くなっており、反対に年代が低いほど「インターネットやSNS」が高くなっており、地域の支え合いに頼るよりも、自分ひとりで情報収集できる媒体を使っている人が多い傾向が見られます。



選択肢	全体		1. 18~29歳		2. 30~39歳		3. 40~49歳		4. 50~59歳		5. 60~69歳		6. 70歳以上	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1. 家族、親戚	249	29.6%	23	41.1%	17	28.8%	40	37.4%	39	23.2%	35	27.6%	95	29.8%
2. 友人、知人	202	24.0%	9	16.1%	15	25.4%	29	27.1%	35	20.8%	31	24.4%	83	26.0%
3. 隣近所	67	8.0%	0	0.0%	3	5.1%	4	3.7%	4	2.4%	10	7.9%	46	14.4%
4. 市役所	301	35.8%	14	25.0%	15	25.4%	37	34.6%	62	36.9%	55	43.3%	118	37.0%
5. 社会福祉協議会	67	8.0%	0	0.0%	4	6.8%	7	6.5%	9	5.4%	10	7.9%	37	11.6%
6. 行政区長や町内会・自治会等	60	7.1%	2	3.6%	2	3.4%	9	8.4%	6	3.6%	8	6.3%	33	10.3%
7. 民生委員・児童委員	14	1.7%	0	0.0%	1	1.7%	1	0.9%	1	0.6%	0	0.0%	11	3.4%
8. 地域包括支援センター	45	5.4%	1	1.8%	3	5.1%	1	0.9%	11	6.5%	7	5.5%	22	6.9%
9. 障害者相談支援事業所	23	2.7%	0	0.0%	4	6.8%	2	1.9%	7	4.2%	3	2.4%	7	2.2%
10. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	4	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%	2	0.6%
11. ケアマネジャー	72	8.6%	0	0.0%	4	6.8%	4	3.7%	13	7.7%	15	11.8%	36	11.3%
12. 福祉関係団体	24	2.9%	1	1.8%	3	5.1%	1	0.9%	7	4.2%	3	2.4%	9	2.8%
13. 医療機関	93	11.1%	5	8.9%	6	10.2%	10	9.3%	19	11.3%	12	9.4%	41	12.9%
14. 保育所、幼稚園、学校等	22	2.6%	4	7.1%	7	11.9%	7	6.5%	3	1.8%	1	0.8%	0	0.0%
15. 所属している団体やサークル等	20	2.4%	1	1.8%	0	0.0%	1	0.9%	2	1.2%	3	2.4%	13	4.1%
16. ボランティア・NPO	3	0.4%	1	1.8%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%
17. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	211	25.1%	9	16.1%	11	18.6%	21	19.6%	38	22.6%	35	27.6%	97	30.4%
18. インターネットやSNS	195	23.2%	19	33.9%	18	30.5%	41	38.3%	56	33.3%	37	29.1%	24	7.5%
19. その他	39	4.6%	1	1.8%	4	6.8%	8	7.5%	9	5.4%	3	2.4%	14	4.4%
20. 福祉サービスに関する情報は入っていない	75	8.9%	11	19.6%	8	13.6%	9	8.4%	23	13.7%	8	6.3%	16	5.0%

(7)福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと

福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことは、「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」が51.5%で最も高く、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が44.3%となっています。



4 関係団体等の状況(アンケート調査及びワークショップ)

(1) 福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート

市内の福祉関係団体・事業所が普段の仕事や活動を通して、市内の現状に対して感じている率直な意見や考えを把握し、第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定の基礎資料とするため実施しました。

■ 調査概要

- ・ 調査対象:市内の福祉関係団体・事業所 46団体
- ・ 調査方法:郵送、FAX、WEB、メールによる回答
- ・ 調査期間:令和7年4月16日(水)～令和7年5月9日(金)
- ・ 回収状況:25団体(有効回収率:54.3%)

■ 調査結果まとめ

● 基本目標1 地域のつながりをつくる

- ✓ 人権意識や自殺対策に関する研修会や啓発活動に関して、実施されていることへの評価がある一方、周知が十分でないことや、参集対象の検討や伝え方の工夫が必要といった意見がありました。
- ✓ 自殺対策(改善意見最多)については、具体的にどのようなことをしたらよいかわからないという声や、実態把握、気軽に相談できる環境整備の必要性が挙げられていました。
- ✓ あいさつ運動や登下校時の見守りについては、評価する声が多かったです。地域とのつながりを保つことができ、防犯や自殺への対策にもなると感じるという意見もありました。

基本目標1 地域のつながりをつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実	7	15	3	改善意見最多
②誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策計画)	4	12	9	
③手話への理解の促進と普及	6	15	4	
④人権や福祉に関する教育の推進	5	16	3	評価意見最多
⑤あいさつ・見守り・声かけ活動の促進	16	7	1	
⑥住民同士が交流できる場づくり	5	15	4	

● 基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

- ✓ 現状のボランティアの活動に対する評価は高くなっていますが、メンバーの固定化や新たな担い手の確保の課題が挙げられています。気軽に参加できる活動機会を増やしたり、マッチングの仕組みが必要といった、活動しやすい環境づくりに対する意見が多くありました。
- ✓ 担い手をつくる上でもセーフティネットの構築は重要という声もあり、民間事業者との連携、まるまどの広がりへの期待とともに、さらなる周知の必要性も挙げられていました。

基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①地域福祉の担い手の確保	6	12	6	評価意見 最多
②多様な活動機会の充実	4	16	4	
③担い手が活動しやすい環境づくり	3	13	8	改善意見 最多
④地域において、ちょっとした困りごとをサポートする体制づくり	3	15	7	
⑤地域福祉のセーフティネットの構築	3	19	3	

● 基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- ✓ 相談支援体制の強化・充実について重要という意見が多く、従来の体制に加え、窓口へ来ることが難しい方へのアウトリーチや、早期に支援につながる仕組みづくりが求められています。
- ✓ 権利擁護、更生支援については、取り組みに関する評価はありますが、制度周知・利用促進に関する課題を挙げる声が多くありました。

基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①権利擁護に関する支援の充実(成年後見制度利用促進計画)	5	16	3	改善意見 最多
②再犯防止に向けた取組の推進(再犯防止推進計画)	4	13	6	
③総合的な相談支援体制の充実	6	13	2	
④生活困窮世帯への支援の充実	6	15	3	評価意見 最多
⑤健康支援や生活支援の充実	8	13	3	

● 基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- ✓ 見守りの取り組みや防犯・防災に関しては市民の意識が高いという評価があります。防災訓練については、一部の方への負担の集中や参加者の固定化といった課題が挙げられていました。また、災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を周知していく仕組みづくりが必要との声がありました。
- ✓ 非常時や災害時だけでなく、日頃からの地域住民のつながりがあって安心して過ごせる地域をつくることできるという、地域のつながりの重要性に関する意見もありました。

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

取組みの方向性	評価する	ある程度評価できる	改善すべき点がある	
①防災に関する知識の普及啓発や地域の自主防災活動の促進	8	14	3	評価意見 最多 改善意見 最多
②災害時の支援体制の整備(おりひめ支え愛プロジェクトの推進)	5	13	7	
③防犯意識の向上、地域における防犯活動、交通事故対策の啓発、促進、推進	7	12	5	

(2) 交野市地域福祉計画・活動計画策定ワークショップ

福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケートの調査結果を共有し、専門的見地から課題解決に向けた取り組みの提案を受け、次期計画の施策を検討する際の参考とするため、地域ケースネットワーク会議の場を活用し、ワークショップを実施しました。

■ 開催概要

- ・ 開催日時:令和7年5月20日(火) 13:00~15:00
- ・ 参加者:地域ケースネットワーク会議委員等 12名

■ グループワーク結果(参加者の意見)まとめ

● 基本目標1 地域のつながりをつくる

- ✓ 自殺対策の実効性を高めるには、知識の普及と気づきの強化、関係機関の連携、アウトリーチ活動の拡充が不可欠であり、地道な取り組みの継続が成果につながる。
- ✓ 学校の先生、教育委員会、学校専属のSSW(スクールソーシャルワーカー)との連携を強化し、早期発見や気づきを増やすことが大事。
- ✓ 医師との連携においては、単に医療機関に繋ぐだけでなく、患者に寄り添い伴走してくれる医師の存在が重要となる。

● 基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

- ✓ 潜在的な担い手(企業、大学生、高校生、小中学生、元気な高齢者等)は多く存在すると考えられます。が、時間や内容が分かりにくいという声があるため、マッチングの仕組みが必要。
- ✓ 企業へのアプローチとして、退職後も地域活動にシームレスに移行できるような支援があるとよい。
- ✓ やりがいやポイント付与のようなインセンティブの提供も担い手確保につながる可能性がある。
- ✓ マッチングアプリのようなツールを導入し、多様な情報が集まる「情報の交差点」を形成することで、担い手不足の解消に繋がるのではないか。

● 基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- ✓ 保護司の負担が大きいと思われ、負担軽減のため保護司会等へのアプローチを行ったり、交野女子学院との連携をより深めていくことが必要ではないか。
- ✓ 警察内にいる地域とつながる相談員(交番相談員)と連携し、地域と警察の間の橋渡し役を担ってもらうことも、安全安心確保の手段の一つになると思われる。

● 基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- ✓ 個別避難計画の見える化の推進が必要。消防との連携を通じて具体的な計画を地区ごとに発信し、見える化を図るべき。
- ✓ 学校が避難場所となることが多い現状を踏まえ、学校や教育委員会の協力を得て、学校でHUG(避難所運営ゲーム)が機能するかを試すリアルな訓練を実施してみてもどうか。
- ✓ 情報の届け方について、世代や属性ごとに適切に情報を届けることで、全体的な周知不足を解消できる可能性がある。

(3) 団体・事業所アンケート及びワークショップから見た地域ニーズ総括

◆「地域のつながり」について

- ✓ 地域の中での孤独・孤立対策や自殺防止には、地域での見守りやつながりが大きい役割を果たすという意見が多く聞かれ、具体的に何をしたらよいのかといった知識の普及と周知啓発と同時に、地域・学校・関係機関の連携により、早期発見や気づきを増やすことの重要性等が挙げられていました。
- ✓ 市民アンケート同様、あいさつ運動や登下校時の見守りについては、評価する声が非常に多く、交野市の強みとして、活動の継続とあわせ、発展的な取り組みについて検討していくと効果的であると考えられます。

◆「地域福祉の担い手」について

- ✓ 現状のボランティアの活動に対する評価は高くなっていますが、メンバーの固定化等の課題に対して、潜在的な担い手(企業、大学生、高校生、小中学生、元気な高齢者等)が活動する動機を生むような仕掛けや仕組みづくりを検討していく必要があります。
- ✓ 具体的には、ポイント付与のようなインセンティブの提供やマッチングアプリのようなツールを導入して多様な情報が集まる「情報の交差点」を形成するといった、時代に対応した新たなアイデアが求められています。
- ✓ 一方で、担い手をつくる上でも、福祉活動を支える基盤となるセーフティネットの構築は重要という声もあり、民間事業者との連携や、まるまどの広がりへの期待とともに、より多くの人に関わってもらうためのさらなる周知の必要性も挙げられていました。

◆「自分らしい暮らしを支える仕組み」について

- ✓ 権利擁護、更生支援については、事業が着実に取り組まれていることへの評価の声はありますが、依然として制度への認知度の低さや利用促進に関する課題を挙げる声が多く出ています。ワークショップでは、更生支援の理解促進の取り組みとして、交野女子学院との連携を深めることや、保護司の負担軽減の方法、警察との連携についても話題が挙がっていました。
- ✓ 地域の中で発見されづらい潜在的な相談ニーズに対し、アウトリーチや早期に支援につなげる仕組みづくりの必要性が挙げられており、いずれも重層的支援体制整備事業の枠組みで検討・充実していくべき地域課題だと言えます。

◆「安全・安心な地域づくり」について

- ✓ 市民アンケートと同様、見守りの取り組みや防犯・防災に関しては市民の意識が高いというデータ・評価があるため、例えば個別避難計画の見える化の推進や消防との連携を通じて具体的な計画を地区ごとに発信する等、従来から一歩進んだ取り組みを進めることで、より効果が上がる可能性があると考えられます。
- ✓ 災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を周知していく仕組みづくりが必要といった意見がありました。その情報の届け方についても、世代や属性に合った適切な方法を検討し、関係機関と連携・協働して進めていくことが重要です。

5 地域懇談会からみる交野市

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設等が連携するきっかけの場になることを期待して、校区福祉委員会の協力を得て、市内9小学校区において、地域懇談会を実施しました。

(1) 開催概要

- ・ 対象:校区福祉役員・区長・各サロンの参加者の代表等
- ・ 実施方法:各小学校区で事前アンケートを実施し、その結果を踏まえて地域懇談会を開催
- ・ 実施期間:令和7年2月～4月
- ・ 配布数:1,140部、回収数:450部
- ・ 参加者数:9小学校区256名

(2) 現状と強み

- ✓ 多くの地域で、地域活動の担い手が高齢化・固定化しており、後継者不足が共通の課題となっています。また、自治会加入率の低下や近所付き合いの希薄化も進んでおり、地域住民同士のつながりが弱まっている傾向が見られます。
- ✓ 福祉への関心は持ちつつも、「何をすればいいかわからない」「情報がない」といった理由で活動への一歩を踏み出せないという声があります。多忙な現役世代や健康に不安のある高齢者にとっては、活動への参加自体が難しいという実情もあります。
- ✓ アンケートでは、多くの地域住民が自身の住む地域を「暮らしやすい」と感じており、地域への愛着や住み続けたいという意向が高いことが明らかになりました。機会があれば地域活動に参加したいと考えている地域住民も多く、地域活動の潜在的な担い手は多数存在すると考えられます。
- ✓ 特に「高齢者」「こども」「防災」といったテーマへの関心は高く、活動のきっかけにしやすい分野です。また、福祉活動への参加はハードルが高いと感じる人でも、地域の美化活動や防災訓練といった、目的が明確で参加しやすい活動には協力的な姿勢が見られます。

(3) 地域住民が望むこと及び実施できることのアイディア

テーマ	地域住民が望むこと	実施できることのアイディア
地域のつながりと見守り	こどもたちの見守り活動の担い手が高齢化する一方で、これまで地域活動への参加が少なかった男性が気軽に参加できる場や、新旧それぞれの地域住民が交流する機会が求められています。 また、個人情報の壁がある中で、孤立しがちな独居高齢者をどのように見守るかという課題に対し、顔の見える関係	まずは「あいさつ・声かけ」といった日常的な関わりを大切にするところから始めるという意見が多く出されました。 その上で、ラジオ体操や趣味の活動(木工教室等)、多世代が参加できるイベントを企画・連携することで、性別や年齢に関わらない自然な交流の機会を創出

	を築ける「集いの場」の必要性が多くの地域で語られました。	できるのではないかとアイデアが提案されました。
地域のつながりと困りごとを抱える人	声を上げることが難しい人々の困りごとをいかに把握するかが大きな課題とされています。具体的には、ゴミ出しや電球交換といった「ちょっとした困りごと」への支援、高齢等の理由でサロンや買い物に行けない人々のための移動手段の確保等、身近な生活課題を支える仕組みが望まれています。	既存のサロンや活動の情報を、チラシや掲示板、口コミ等で粘り強く周知することが第一歩だと考えられています。 また、ゴミ出し等の「ちょっとした困りごと」に対して、助け合いの仕組みづくりを検討する意見や、SNS を活用して新たな相談の場をつくるなど、現代に合ったアプローチも提案されました。
地域のつながりと安全・安心	防災と防犯の両面から、地域全体の安全性を高めたいという意見が多数出されました。特に、災害時における要援護者の情報共有のあり方や、より実践的な防災訓練の実施を望む声が多く聞かれます。 また、通学路の危険箇所や夜間の暗い道等、具体的な場所を挙げて環境改善を求める意見も目立ちました。	災害時に本当に助け合える関係を築くためには、お祭りやイベント等を通じて普段からの「顔の見える関係」を広げることが最も重要だと考えられています。 また、防災訓練に中学生・高校生を巻き込んで若い力を活かしたり、自分たちのまちの危険箇所を記した「防災マップ」を作成したりするなど、地域住民が主体となった具体的な取り組みが挙げられました。
地域で育ち地域を愛する(郷土愛)	子どもたちが安全に遊べる場所や、気軽に集えるフリースペースの確保が望まれています。 また、学校と地域が連携し、福祉教育や地域の歴史・自然に触れる体験活動を行うことで、子どもたちが自分たちのまちに愛着を持つきっかけをつくりたいという思いが共有されました。	学校と連携したコミュニティスクールの活動を軸に、地域の歴史散策や農業体験、伝統文化の継承といった、地域の資源を活かした体験活動を企画したいという意見が多く出されました。 これらの活動を通じて、子どもだけでなく大人も自らのまちの魅力を再発見し、郷土愛を育むことにつながると期待されています。
地域に住む人・働く人の強みを活かす	地域には、さまざまな知識や特技を持った人材が埋もれていると感じられています。こうした人々のスキルや経験を発掘し、子どもたちへの教育や地域活動に活かすための「人材バンク」のような仕組みが期待されています。 また、地域の企業や学生等、多様な主体との連携を望む声も上がりました。	高齢者が持つ知恵や経験を若い世代に伝え、逆に若い世代が高齢者にスマートフォンの使い方を教えるといった、世代間のスキル交換を通じて新たな交流を生み出すアイデアが提案されました。 また、活動を継続するためには、まず運営側が「楽しむ」ことが不可欠であり、参加のハードルを下げることで新たな担い手を呼び込む鍵になると考えられています。

II 第4期計画の進捗評価

市の第4期地域福祉計画、社会福祉協議会の第4期地域福祉活動計画について、それぞれの基本目標・基本方針ごとに、進捗状況について評価を行いました。

【第4期交野市地域福祉計画】

基本目標1 地域のつながりをつくる

- 住民同士が交流できる場づくりとして、さまざまなサロンの開催や新たな担い手の確保に向けた広報活動等、小地域活動推進事業支援を行っています。サロンの開催回数ならびに参加者数については年々増加しており、また、ホームページやSNSの活用を進め、地域住民への情報発信力の強化に努めています。地域では、校区福祉委員会を中心とした各校区アクションプランの推進を通して地域全体での一体感を高める取り組みが進んでいます。
- 人権意識や福祉のこころを育む取り組みとして、さまざまな市民団体と協働し、「人権の尊重と安心して暮らすことができる明るい社会」の構築に向けた啓発・研修活動を実施しています。
- 自殺対策を支える人材の育成を重点的な取り組みとして、ゲートキーパー養成研修を対象者の分野も拡大し積極的に実施しています。しかしながら、一方で、第5期計画策定に向けたアンケート等の結果からも、具体的に何をしたらよいかといった知識の普及と周知啓発と同時に、地域・学校・関係機関の連携により、早期発見や気づきを増やすことの重要性等が挙げられており、さらなる地域での見守りやつながりの促進に関する取り組みの検討が必要です。
- 障がいのある人への差別解消に向けた市職員向けの取り組みとして、「障がい者差別解消庁内推進会議」を設置するとともに、主に窓口対応を行う職員を対象とし、難聴者や聴覚障がい者が直面する課題やコミュニケーション、筆談や配慮すべきポイントを学ぶ内容の研修等を実施しています。
- 自発的活動支援事業では、広報啓発等の活動を行う地域住民等の団体に対し、補助金を交付するなどの事業支援に努め、視覚障がい当事者による交流イベントの開催や聴覚に障がいのある人への防災学習会等の取り組みを進めています。市広報やホームページにより制度を周知して利用の促進を図ったことにより、徐々に利用件数が増えている傾向にあります。
- 聴覚に障がいがある方等への取り組みとした手話言語条例の周知啓発については、引き続き、専任手話通訳者の設置や登録手話通訳者の派遣、手話奉仕員養成講習会の実施をするとともに、手話への理解の促進、普及に関する施策や手話による情報発信等の施策等について検討を行っていく必要があります。

基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

- 市では、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと協働し、多くの市民が生きがいと役割を持ちボランティア活動を通して自己実現できる拠点・社会で活躍できる居場所として、活動に関する相談対応や調整、ボランティアグループ連絡会等への後方支援を行っています。また、市民に向けた活動内容の紹介によるPRを行うとともに、ボランティア体験プログラムの実施やボランティア講座による人材育成に取り組んでいます。アンケート調査では、

「自分が何をすればよいかわからない」や、活動に関心があっても「忙しくて時間が取れない」といった声も多いことから、各主体の活動をわかりやすく、より関心を引くようなPR方法の検討や、気軽に短時間でできる身近な範囲での活動が求められています。

- 地域福祉を担う人材発掘・育成としたボランティア活動ネットワークの推進では、社会福祉協議会を中心に、「福祉教育や人材育成」を図るため、こどもの頃からボランティア活動に触れる機会の創出を目的としたイベントを開催し、福祉教育に力を入れています。
- 市内の小中学校では、交野市版福祉教育プログラムとして、「ともに生きる力を育むこと」を目的とし、命の大切さや人間の尊厳について学ぶ機会を提供しています。このプログラムは、小中学校の教職員や地域団体に配布し、地域全体で学びを共有する取り組みを進めています。
- 生産人口の減少により、ボランティアの担い手が減っていくことで活動が困難な状況に直面したり、活動が停滞したりしてしまうことを防ぐため、ボランティアグループの相談対応やモチベーション維持のための支援を行っていくことが重要です。加えて、今後に向けては、これから活動したいという想いを持つ市民への啓発とともに、ボランティアアドバイザーの養成や従来からのボランティア活動者の支援等といった取り組みが必要と考えられます。

基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

- 成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護が必要な人に早期に支援が行き届くよう、核となる中核機関として「こうけん・ゆうゆうサポート」を設置しました。「こうけん・ゆうゆうサポート」では、中核機関の4つの機能のうち、相談・広報機能を重点的に進めており、月1回の専門員無料相談会の開催、市民対象の講演会や支援学校のPTAや障がいのある人の支援者等へ出前講座、周知チラシの全戸配布、介護事業者や障がいのある人の支援団体等へ配布する等の取り組みを実施しています。
- 権利擁護に関しては、専門性が発揮できる相談体制の充実に向けた支援に関するスキルアップ研修や、虐待の早期発見・予防に向けて関係各機関のネットワークの強化を図っています。また、さまざまな機会を通して成年後見制度利用支援事業の周知を図っていますが、利用が少ないことから、利用の促進に向けてさらなる周知が必要です。第5期計画策定に向けたアンケート等の結果から、年齢層により主な情報収集の方法に特徴があるため、必要な情報をどの層に届けたいかにより、効果的な広報媒体・内容を検討していく必要があると考えられます。
- 再犯防止に関する取り組みとしては、更生支援ネットワーク会議を定期的に開催し、複合化した課題に対応した支援に関する検討や協議を図るとともに、更生支援への理解促進に向け、交野女子学院と連携事業が第4期計画期間中に開始され、さまざまなプロジェクトやイベントが毎年度実施されています。また、令和6年度には、新たな取り組みとして、国土交通省の地域公共交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクトに採択され、交野女子学院の在院生が描いたイラストをマグネットとして作成し、おりひめバス(市内北部巡回バス)の車体に貼り啓発を行いました。
- 高齢者等の移動手段の確保策として、令和6年度より電車・バス等の運賃補助事業の対象年齢を75歳以上から70歳以上に引き下げ、電車・バス等の運賃補助事業にタクシーチケット(4,500円分)の支給を追加しました。また、妊婦タクシーチケットの有効期限を出産予定日の60日後から120日後に延長する拡充も実施しました。

- 基幹相談支援センターでは、重層的支援体制整備事業におけるワンストップ窓口のひとつとして、包括的な相談支援に取り組んでいます。また、大阪府の相談支援アドバイザー派遣事業を活用し、各種相談支援事業所の役割整理や課題に対する共通認識の醸成を図ることや、事例検討や専門的な助言を行う等、市内の相談支援体制の強化を推進しています。相談支援体制の強化・充実に関しては第5期計画策定に向けたアンケート等からもとても重要という声が多く、今後は、従来の体制に加え、窓口へ来ることが難しい方へのアウトリーチや、早期に支援につながる仕組みづくりが求められます。
- 生活困窮世帯への支援では、生活困窮者自立相談支援事業により、経済的困窮課題を抱える住民に対する相談支援のみならず、制度の狭間の課題に陥る方への支援についても、地域のコミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉協議会の「福祉なんでも相談会」等と連携して早期発見し、早期解決に向けて関係機関へつないでいます。
- 医療的ケアを含む重度障がい児の支援体制整備を目的に、令和5年度から重症心身障がい児支援事業所を新たに開設する事業者に対する補助を創設しました。さらに、令和6年度より対象施設を障がい児から障がい者まで拡充しています。

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

- 令和7年度に実施した市民アンケート等からも、本市は見守りの取り組みや防犯・防災に関して住民の意識が高いという評価があります。防犯活動では、市内の防犯カメラの設置や、地域と連携した青色回転灯防犯パトロール等、防犯意識の普及啓発の効果は着実に広がっています。具体的には、令和4年度から始まった特殊詐欺対策機器の貸し出しは年々件数が増加しており、また令和6年度からの高齢者の免許返納制度についても、市民の理解のもと、着実に件数が増加している傾向にあります。
- 防犯意識の醸成に向けては、小学校や認定こども園等において防犯教室を開催するとともに、交野警察署・少年補導員や交野市防犯協議会と連携し、駅前や小学校等において普及・啓発活動を実施しています。
- 交通事故対策では、高齢者の事故防止対策に向けて「高齢者交通安全リーダー」を委嘱し、研修会や交通安全教室等を開催しています。また、小さいうちから交通ルールを体得できるよう、こどもにも分かりやすい映画や人形劇等により楽しく交通ルールを周知するとともに、自転車の交通安全教室を実施しています。
- 防災知識の普及に向けては、災害に強いまちづくりとして、地域住民に対し、救命入門や普通救命講習等の講習会にて防災知識の向上を図りました。全地区において防災訓練または防災講話等を実施しており、いずれの地区においても防災に関する意識は高まっています。
- 防災訓練の内容については、年々、避難所運営訓練を実施する地区が増えてきており、応急手当や煙道体験等、体験型の訓練を実施することで、参加者を増やす工夫がされています。また、地区の防災訓練や放課後児童会等に出向き、防災に関する紙芝居を通じて防災等についての啓発活動も実施しています。
- 災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を周知していく仕組みづくりや情報の届け方について、世代や属性に合った適切な方法を検討し、関係機関と連携・協働して進めていくことが重要です。

重点的な取り組み1 全市的な見守り&セーフティネットの構築

- 第3期計画に引き続き実施・推進してきた、あいさつ・見守り・声かけ活動については、自主的に各校区において、主に登下校等の時間帯において実施されており、子どもたちの安全・安心感と地域住民同士の顔が見える関係性の構築、つながりが深まっています。地域での見守りに関しては、令和6年度に実施した市民アンケートや地域懇談会でも評価する声が多く、地域住民の中に着実に根付いてきています。
- 令和4年度には「交野市高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を民間事業者等と締結し、民間の協力を得ながら、高齢者の孤立死の防止等地域における高齢者の見守り等の推進を図っています。
- 介護予防や生活支援の充実については、地域の「元気アップ教室」数や参加者数が年々増加しており、介護予防に資する施策として定着してきています。また、認知症サポーター養成講座の出前講座の依頼数や、認知症カフェ・交流カフェ等団体への支援活動も増加しています。
- 市が社会福祉協議会に委託しているコミュニティソーシャルワーカー事業において、社会的なつながりが少ない人を対象とした居場所づくり「かたの×サードプレイス」を実施しています。
- 地域の見守りや福祉活動、ボランティア活動を担ってきた住民の多くが高齢化しており、活動の中心が固定化しているという意見が多く聞かれており、新たな担い手の確保に向け、若者や子育て世代等の生活スタイルにあわせた情報提供方法や、潜在的な担い手を発掘するための仕組みの検討を進める必要があると考えられます。

重点的な取り組み2 分野を超えた、地域福祉ネットワークの創設

- 令和4年度、第3期計画期間中に構築した、縦割り・分野別を超えた「オール交野の地域福祉ネットワーク」を深化し、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援を実施するため、「交野市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。さらに、第4期計画期間中には、包括的支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施し、第5期計画においては、さらに取り組みを推進するため、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画を包含する方向性が示されました。
- 地域の関係機関・団体との連携体制は着実に進んでいる実績が多く見られており、より発展的な包括的な支援体制の整備に向けた施策を継続的に実施しています。特に「まるまど」については、民間の協力事業所が市内における身近な相談窓口として、どの分野の相談であっても一旦受け止めて関係機関につなげる重要な役割を担っています。令和6年度においては、この「まるまど」の拡大に向け、社会福祉協議会・市が連携して周知イベントや説明会等を積極的に実施したことにより、協力事業所が前年度の24か所から35か所に拡大しました。
- 令和2年度、第3期計画期間中に立ち上げた地域ケースネットワーク会議については、市の施策として地域課題の解決に向け、継続した地域課題の検討に取り組みました。この会議での検討を通じ、ごみ処理サポート事業の制度化や、外国語を母語とする方への対応として「多言語翻訳機 KOTOBAL(コトバル)」の導入等が実現しました。

重点的な取り組み3 「おりひめ支え愛プロジェクト」のさらなる推進

- 「おりひめ支え愛プロジェクト」については、地区ごとの取り組みの差が生じていることが課題となっていたため、市内各地区を個別で回り意見交換を行うことで、効果的な情報共有を行うことができました。聞き取りの結果、取り組みが進まない原因として、名簿の更新や支援者の確保等に課題があることが明確になりました。
- 個別避難計画の作成については、令和4年度に各地区にて計画の作成に関する説明を行い、令和5年度には「地域調整会議」を開催しました。地域の支援者(区長、民生委員等)と福祉の専門職とでお互いに顔の見える関係性をつくり、対象者が安全に避難できる経路等を共有する等を行った結果、5件の個別避難計画が作成されました。また、さらなる個別避難計画作成に向け、要支援者を対象にアンケート調査を行い、計画作成を希望する市民へ個別での個別避難計画の説明等を行いました。
- 避難に支援の必要な人への対応としては、「避難行動要支援者名簿」を作成するだけでなく、更新作業への支援を行っています。平時からの地域住民における要援護者の見守り活動や防災意識の醸成に向けて、各関係機関との密な連携を図るとともに、地域住民のつながりづくりを進めていく必要があります。

【第4期交野市地域福祉活動計画】

基本方針1 福祉のこころを育む

- 権利擁護や障がい理解に関する研修会・出前講座が継続的に実施され、市民や専門職の理解促進に貢献しました。
- 世代間交流や福祉教育(出前講座、手話教室等)が活発に行われ、子どもたちが福祉に触れる多様な機会が創出されました。フードパントリー等の活動に子どもボランティアが参加するなど、新しい関わり方も生まれています。
- 学校運営協議会との連携や学生ボランティアの受け入れが進み、多世代・多機関が協働する福祉教育が定着しました。次代の担い手育成につながる土壌が育まれています。
- 全校区であいさつ・見守り・声かけ活動が継続され、子どもたちから自発的な挨拶が見られるなど、顔の見える関係づくりに大きく寄与しました。一方で、担い手の高齢化や減少が課題となっており、地域と関わりたいが手法がわからない事業者との連携も今後の鍵となります。

基本方針2 ともに解決する仕組みをつくる

- 重層的支援体制整備事業の開始や地域ケースネットワーク会議の定着により、関係機関の連携が強化されました。サロン等での気づきが支援につながるなど、地域の早期発見機能が向上しています。今後は、参加者が固定化しがちな点や複雑化するケースへの対応力強化が求められます。
- サロン活動は市内全域で定着し、週末開催など参加しやすい工夫も進みました。子育て中の親子や高齢者等、多様な住民にとっての交流の拠点として機能しています。また、サロン参加者の変化に気づき、地域包括支援センター等の支援機関につなぐことで困りごとの早期解決につながるケースもありました。
- 地域ケースネットワーク会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会等での課題検討等、多様な主体が連携して地域の困りごと解決に取り組む体制が強化されました。今後は、より実効性のある解決策の創出が期待されます。
- 従来からの広報誌や機関誌での情報発信に加え、SNS等を活用した情報発信が進みました。赤い羽根共同募金を活用した地域活動への後方支援も有効に機能し、活動の基盤を支えました。

基本方針3 幅広い地域福祉活動の担い手の発掘・育成を行う

- 学生ボランティアの活躍や企業の地域貢献活動との連携、生活援助員養成研修等を通じて、新たな担い手の参加を促しました。しかし、担い手不足は依然として深刻な課題です。
- 福祉教育や夏のボランティア体験、子ども食堂、地域のイベント等を通じて、子どもや現役世代が地域活動に参画する機会が着実に増えています。ボランティアサロンには、参加だけでなく各回1名以上ボランティア登録がありました。
- 住民の特技を活かした料理教室や、市の自発的活動支援事業の活用等、多様な活動が生まれています。一方で、活動メンバーの固定化や高齢化という課題も残ります。

- SNSやホームページ、子育てマップ等多様な媒体での情報発信が強化されました。ただし、自治会加入率の低下等により、情報が届きにくい層へのアプローチは引き続き模索が必要です。

基本方針4 自分らしい生き方を支援する

- CSW(コミュニティソーシャルワーカー)事業や生活困窮者自立支援事業等により、制度の狭間にある課題にも対応しました。フードパントリーや子育て世帯訪問支援等、具体的な支援も拡充されています。
- 中核機関「こうけん・ゆうゆうサポート」の周知と機能発揮により、成年後見制度に関する相談・支援体制が前進しました。
- サロンや元気アップ体操等の「通いの場」が定着し、市民の健康寿命の延伸と生きがいに貢献しました。外出支援制度の拡充も、高齢者等の社会参加を後押ししました。
- 重層的支援体制整備事業の相談窓口「まるまど」への参画事業所が定着・増加し、身近な相談先の裾野が広がりました。友愛訪問やサロン活動等、地域に根差した見守り・支え合い活動が継続されています。
- サロンやこども食堂に加え、「かたの×サードプレイス」や「親のつどい」、「親の会の談話室」等、新たなニーズに応える居場所づくりが進展しました。誰もが安心して過ごせる場所の選択肢が増えました。
- ボランティアグループの活動そのものが居場所づくりになっており、依頼者とボランティアメンバー両方の居場所ができています。各グループの安定的な活動を今後も継続していけるような支援策が求められます。

基本方針5 地域を基盤とした防災・防犯活動を行う

- 「おりひめ支え愛プロジェクト」の周知・登録支援が進み、日頃からの見守り体制が強化されました。個別避難計画の策定も始まり、より具体的な支援への一步を踏み出しました。
- 多くの地区で防災訓練が実施され、HUG(避難所運営ゲーム)のような体験型訓練の実施により、住民の防災意識と実践力が高まりました。一部の地域で実践されていることも向け防災訓練も好評で、次世代への継承にもつながっています。
- 災害ボランティアセンター運営に関する協定締結や、福祉事業所におけるBCP(事業継続計画)策定が進むなど、組織としての備えが強化されました。
- 登下校の見守り、防犯・交通安全教室、特殊詐欺防止講習会等が継続的に実施され、地域の安全・安心に貢献しました。

重点的な取り組み ともに支え合い解決する仕組みづくり

～オール交野の重層的な地域福祉ネットワークによる支援～

- 第3期計画から継承・深化させてきた「福祉の困りごとを支え合う仕組みづくり」は、第4期計画において、重層的支援体制整備事業と連動しながら、より実践的な取り組みへと進展しました。
- 各校区において取り組まれてきた「地域ケース会議」は、当初の会議体という形式から、サロンでの日常的な情報交換や、あいさつ・声かけ運動の中での気づきの共有といった、それぞれの地域の実情に合った柔軟な形へと深化しました。これにより、住民の自発的な活動の中で、身近な生活課題の早期発見・早期解決につながる体制が構築されました。
- また、サロンでの何気ない会話や見守り活動の中から住民が気づいた地域の課題に対し、社会福祉協議会や地域包括支援センター、専門機関が連携して具体的な支援につなぐといった事例が数多く生まれました。
- さらに、「お互いさま」の精神に基づき、電球交換やゴミ出しといった「ちょっとした困りごと」を住民同士で支え合う活動が一部の地域で導入・活用されるなど、住民自身の力で解決する互助の取り組みも着実に深まりました。
- 重層的支援体制整備事業の実施に伴い、身近な相談窓口「まるまど」の協力事業所が拡大するなど、官民が協働する包括的な支援体制の基盤が強化されました。これにより、分野を超えた「オール交野の重層的な地域福祉ネットワーク」は着実に進展がみられました。
- 地域で把握された課題を施策として反映させる仕組みも有効に機能しました。地域ケースネットワーク会議での検討を経て「ごみ処理サポート事業」等が制度化されるなど、具体的な施策につながる成果がみられました。
- 一方で、活動を支える担い手の確保といった課題は依然として残されており、次期計画においても継続した取り組みが求められます。

Ⅲ 計画策定経過

日程	事項	内容
<令和6年度>		
令和6年 5月30日	令和6年度 第1回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ・現行計画内容及び第5期計画策定について ・第5期計画策定スケジュールについて
7月23日	第2回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期計画における取り組み等の進捗状況について ・市民アンケート調査概要(案)について
8月23日 ～9月20日	市民アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民2,000人を対象 ・有効回収率42.0%
11月27日	第3回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果について ・地域懇談会の開催について
令和7年 2月～4月	地域懇談会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区で事前アンケートを実施し、その結果を踏まえて地域懇談会を開催 ・アンケート配布数:1,140部 回収数:450部 ・参加者数:9小学校区 計256名
3月17日	第4回地域福祉推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケートの実施について ・部会の開催について ・地域懇談会実施状況の報告について

日程	事項	内容
<令和7年度>		
令和7年 4月16日 ~5月9日	福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート実施	・市内の福祉関係団体・事業所46団体対象 ・有効回収率:54.3%
5月20日	交野市地域福祉計画・活動計画策定ワークショップ	・参加者:地域ケースネットワーク会議委員等12名
7月3日	令和7年度 第1回地域福祉推進審議会	・第4期計画における取り組み等の進捗状況について ・福祉関係団体・事業所ヒアリングアンケート調査結果について ・第5期計画骨子(案)について
9月2日	成年後見制度利用促進計画策定検討部会	・成年後見制度利用促進計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
	自殺対策計画策定検討部会	・自殺対策計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
9月3日	再犯防止推進計画策定検討部会	・再犯防止推進計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
9月4日	重層的支援体制整備事業実施計画策定検討部会	・重層的支援体制整備事業実施計画について ・第5期計画主な取り組み(案)について
9月24日	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討部会	・第5期計画アクションプランについて ・第5期計画主な取り組み(案)について
10月31日	第2回地域福祉推進審議会	・個別計画検討部会 検討経過及び結果報告 ・第5期計画(素案)について
12月	パブリックコメントの実施	
令和8年 2月初旬	第3回地域福祉推進審議会	

IV 交野市地域福祉推進審議会条例及び審議会委員名簿

1 交野市地域福祉推進審議会条例

平成25年3月1日

条例第8号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市地域福祉推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(令和5条例36・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた見直しに関する事項
- (3) 福祉分野の総合的な推進に係る方策に関する事項
- (4) その他福祉の充実に必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健及び福祉に関する活動を行う者又は保健福祉関係団体の代表者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(令和5条例36・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則(令和5年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 交野市地域福祉推進審議会委員名簿

	氏名	団体名・役職	所属部会	備考
会長	小寺 鐵也	種智院大学 特任教授		
副会長	大西 幸夫	交野市校区福祉委員会 会長	策定検討部会 地域福祉活動計画 地域福祉計画・	
	馬場 巡	交野市ボランティアグループ連絡会 会長		
	湊 三千世	交野市ファミリー・サポート・センター センター長		~令和7年9月30日
	戸田 十九一	NPO法人ナルクいわふねクラブ 代表		
	田代 香織	社会福祉法人私部幼保連携型認定 こども園わかばこども園 園長		
	高崎 育	交野市教育委員会教育指導部 部長		令和7年4月1日~
	内山 美智子	交野市教育委員会学校教育部 部長		~令和7年3月31日
	西 徹	大阪介護支援専門員協会交野支部 相談役		
	田伏 高治	社会福祉法人かたの福祉会 事務局長		
	西井 大介	交野市身体障がい者福祉会 会長		
	河本 悦子	交野市民生委員児童委員協議会 副会長	策定検討部会 重層的支援体制整備 事業実施計画	令和7年12月1日~
	梶 健治	交野市民生委員児童委員協議会 会長		~令和7年11月30日
	田丸 恵美	交野市地域子育て支援センター 施設長		
	島田 国久	交野市健やか部 部長		
	奈良 尚	交野市訪問看護ステーション連絡会 事務局		
	松本 和子	社会福祉法人心生会 理事		
	菅原 幸治	交野市人権協会 副会長		
	森 貞香	市民公募		
	武田 一雄	大阪府四條畷保健所 地域保健課長		
	西田 伸祐	特定非営利活動法人シビルブレイン 弁護士		策定検討部会 自殺対策計画
	西田 孝司	社会福祉法人豊年福祉会 理事長		
	坪岡 真美	交野市障害児(者)親の会 会長		
	松原 美知子	交野市母子寡婦福祉会 会長		
	足立 晃司	交野市区長会 会計	令和7年4月1日~	
	山田 未人	交野市区長会 監査	~令和7年3月31日	
	島田 尚弥	枚方・交野地区保護司会 副会長		
	池永 直美	社会福祉法人もくせい会 理事		
	青山 雅宏	交野市星友クラブ連合会 会長		
	割石 充	交野市商業連合会 理事	策定検討部会 再犯防止推進計画	
	中野 貴雄	交野市危機管理室 室長代理		令和7年4月1日~
	山添 学	交野市危機管理室 室長		~令和7年3月31日

V 用語解説

あ 行

アウトリーチ

「手を差し伸べること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

LGBT(エルジービーティー)/LGBTQ+(エルジービーティーキュー・プラス)

Lはレズビアン(女性同性愛者)、Gはゲイ(男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル(両性愛者)、Tはトランスジェンダー(性自認が出生時の性と異なる人)を指す。LGBTQ+の「Q」はクエスチョニング(自分の性の在り方を模索している人)等を表し、「+」はそれ以外の多様な性のあり方を含む。

か 行

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談支援や関係機関との連携調整を行う中核的な機関をいう。地域の相談支援体制の整備や専門的な支援の提供等を担っている。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

ゲートキーパー

自殺を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることのできる人。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

校区福祉委員会

交野市内の小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、小地域での住民同士の支え合い活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のための」自発的な組織。令和7年度現在、本市には9の校区福祉委員会があり、合計595人の校区福祉委員が活動している。

合理的配慮

障がいのある人々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等を対象に、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、各種子育て支援事業の実施、地域の子育て支援サービスの情報提供等総合的な子育て支援を行っている。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域における支え合いの仕組みづくりを進める福祉の専門職。生活に困りごとを抱える人への支援や、地域住民・関係機関と連携して課題解決に向けた活動を行う。本市では社会福祉協議会が配置し、制度の狭間にある複雑化・複合化した相談に分野横断的に対応している。

さ 行

サロン

地域の中で仲間づくりや世代間交流を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人へ包括的な支援を行う制度。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人。

成年後見制度

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を、本人の意思や自己決定権を尊重することを原則としつつ、法的に支援する制度。成年後見人等を選出することで、本人に代わり必要とする福祉サービスの契約を結ぶことや、財産管理、本人の不利益につながる行為を取り消すなど、本人を法的に保護し、本人が安心して自分らしく暮らしていくことを支援する制度。

た 行

ダブルケア

近年の晩婚化、出産年齢の高年齢化、親の高齢化等に伴い、子育てと親等の介護を同時に担う状態を指す言葉。ダブルケアを行っている人は30代～40代が多く、その数は女性17万人、男性8万人と推計されているが、実際にはもっと多いであろうと考えられている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含むさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター

高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能がある。保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置されており、それぞれの専門性を生かして問題の解決に努めている。

中核機関

成年後見制度を必要とする人が地域で安心して制度を利用できるよう、関係機関や専門職で構成される地域連携ネットワーク(p.28掲載)の中心的な役割を担い、市民からの制度の相談受付から、関係機関との連携調整、後見人の支援等を行う機関。本市では、市が社会福祉協議会に委託し、「こうけん・ゆうゆうサポート」の愛称で運営している。

な 行

認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。

ノーマライゼーション

社会福祉の分野において、障がいの有無や性別、年齢の違い等によって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障された環境を整えていく考え方のこと。

は 行

8050 問題(はちまるごーまるもんだい)

80代の親と50代の子が同居し、子がひきこもり等で社会とのつながりを持っていないまま、親の高齢化により生活が困難になる問題のこと。長期化するひきこもりや経済的困窮、介護負担等が重なることが課題となっている。

ひきこもり

「さまざまな要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義されている。

避難行動要支援者支援事業

災害時に自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人等を「避難行動要支援者」として把握し、名簿の作成や関係機関との連携により、平常時から避難支援体制を整備する事業。本市では、愛称「おりひめ支え愛プロジェクト」として実施している。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(援助会員)とが会員となり、センターが仲介して、お互いの信頼関係のもとに有料で助け合いを行う事業。

福祉避難所

緊急災害時の避難に専門的な支援が必要な要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象とした避難所。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートする人のこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動等の社会的活動に参加すること。

ま 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うような家族の世話や介護、家事等を日常的に行っている18歳未満のこどものことを指す言葉。学業や友人関係に影響が生じる場合があり、早期の気づきと支援が重要とされている。

第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：令和8年3月

交野市福祉部福祉総務課 TEL:072-893-6402

社会福祉法人交野市社会福祉協議会 TEL:072-895-1185

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町 5-5-1

